

# 鉄筋コンクリート標準示方書

# 鉄筋コンクリート標準示方書

## 目 次

### 1編 総 則

1章 総 則.....	53
1条 適用の範囲.....	53
2条 定 義.....	53
3条 記 号.....	57

### 2編 施 工

2章 コンクリートの品質.....	60
4条 総 則.....	60
5条 強 度.....	60
6条 圧縮強度試験.....	60
3章 材 料.....	60
7条 総 則.....	60
1節 セメント および 混和材料.....	60
8条 セメント.....	60
9条 混 和 材 料.....	60
2節 水.....	61
10条 水.....	61
11条 海 水.....	61
3節 細 骨 材.....	61
12条 総 則.....	61
13条 粒 度.....	61
14条 有害物含有量の限度.....	61
15条 耐 久 性.....	62
4節 粗 骨 材.....	63
16条 総 則.....	63
17条 粒 度.....	63
18条 粗骨材の最大寸法.....	63

19条 有害物含有量の限度	64
20条 耐久性	64
5節 鉄筋	64
21条 材質	64
22条 形状、寸法および重量	65
6節 材料の貯蔵	65
23条 セメントの貯蔵	65
24条 骨材の貯蔵	65
25条 鉄筋の貯蔵	65
4章 配合	66
26条 総則	66
27条 単位水量	66
28条 単位セメント量	66
29条 水セメント比	66
30条 ウォーカビリチー	68
31条 絶対細骨材率	68
32条 AEコンクリートの空気量	68
33条 単位AE剤量	68
34条 配合の表わし方	69
5章 練り混ぜ	69
35条 材料の計量	69
36条 機械練り	70
37条 手練り	70
38条 練り返し	70
39条 レデーミクストコンクリート	71
6章 コンクリート打ちおよび養生	71
1節 コンクリート打ち	71
40条 準備	71
41条 取扱い	71
42条 パケット	73
43条 運搬車	73
44条 コンクリートポンプ	73

45条 縦シート	73
46条 斜めシート	73
47条 締 固 め	73
48条 打ちたし	74
<b>2節 養 生</b>	<b>74</b>
49条 養 生	74
<b>3節 繰 目</b>	<b>75</b>
50条 総 則	75
51条 打 繰 目	75
52条 柱の打継目	75
53条 床組みの打継目	76
54条 アーチの打継目	76
55条 伸縮継目	76
56条 滑面継目	76
<b>7章 鉄 筋 工</b>	<b>76</b>
57条 鉄筋の加工	76
58条 鉄筋の組立て	76
59条 鉄筋の継手	77
<b>8章 型 わ く</b>	<b>77</b>
60条 総 則	77
61条 せき板	78
62条 支保工	78
63条 型わくの組立て	78
64条 面取り	78
65条 塗 布	78
66条 一時的開口	79
67条 型わくの取りはずし	79
68条 型わく取りはずしの順序	79
69条 型わく取りはずしの時期	79
<b>9章 表面仕上げ</b>	<b>80</b>
70条 一 般	80
71条 せき板に接する面	80

72条	せき板に接しない面	81
73条	モルタル塗り仕上げ	81
74条	装飾仕上げその他	81
<b>10章</b>	<b>寒中コンクリート</b>	<b>81</b>
75条	材 料	81
76条	単位水量	82
77条	練り混ぜ および コンクリート打ち	82
78条	養 生	82
79条	凍害をうけたコンクリート	83
<b>11章</b>	<b>暑中コンクリート</b>	<b>83</b>
80条	材 料	83
81条	コンクリート打ち	83
82条	養 生	83
<b>12章</b>	<b>水密を要する鉄筋コンクリート</b>	<b>84</b>
83条	総 則	84
84条	水セメント比	84
85条	ウォーカビリチー	84
86条	混和材料	84
87条	コンクリート打ち	84
88条	水密打継目	84
89条	排 水 工	85
90条	防 水 工	85
<b>13章</b>	<b>海水の作用をうける鉄筋コンクリート</b>	<b>85</b>
91条	総 則	85
92条	単位セメント量	85
93条	水セメント比	86
94条	コンクリート打ち	86
95条	かぶり	86
96条	コンクリート表面の保護	86
<b>14章</b>	<b>試 験</b>	<b>86</b>
1節	コンクリートの試験	86
97条	工事開始前における試験	86

98条 管理のための試験	86
99条 圧縮強度の許容限界	87
100条 試験方法	87
101条 報告	87
2節 載荷試験	88
102条 載荷試験	88
<b>15章 工事記録</b>	<b>88</b>
103条 工事記録	88

### 3編 設 計

<b>16章 設計基本</b>	<b>89</b>
104条 総則	89
105条 設計図	89
<b>17章 荷重</b>	<b>89</b>
106条 静荷重および動荷重	89
107条 地震の影響	89
108条 温度変化	90
109条 乾燥収縮	90
<b>18章 設計計算に関する一般事項</b>	<b>91</b>
110条 不静定構造物の不静定力の計算	91
111条 支持部材のうける荷重の近似計算	91
112条 曲げモーメントまたは曲げモーメントと軸方向力とをうける部材の応力度計算上の仮定	91
113条 不静定力および弾性変形の計算上の仮定	91
114条 はりの圧縮鉄筋	92
115条 せん断応力度	92
116条 付着応力度	93
117条 ハンチ	93
118条 版における集中荷重の分布および版の有効幅	94
119条 軌道上の輪荷重をうける版の有効幅	95
<b>19章 一般構造細目</b>	<b>95</b>
120条 鉄筋の間隔	95

121条 鉄筋の曲げ方	95
122条 ハンチその他の内側に沿う鉄筋	96
123条 鉄筋の継手	96
124条 鉄筋の定着	97
125条 かぶりの一般標準	98
126条 耐火構造のかぶり	99
127条 面取り	99
128条 打継目	99
129条 伸縮継目	99
130条 水密構造の継目	99
<b>20章 部材の設計</b>	<b>100</b>
<b>1節 一方向版</b>	<b>100</b>
131条 版のスパン	100
132条 構造細目	100
133条 鉄筋コンクリートのはりと単体的につくられた連続版	101
<b>2節 二方向版</b>	<b>102</b>
134条 版のスパン	102
135条 構造細目	103
136条 計算方法	103
137条 二方向版を支える支承ばかりのうける荷重	106
<b>3節 はり</b>	<b>107</b>
138条 はりのスパン	107
139条 構造細目	107
140条 T形ばかりの突縁の有効幅	108
141条 独立したはり	109
142条 支承と単体的につくられた連続ばかり	110
<b>4節 柱</b>	<b>111</b>
143条 構造細目	111
144条 短柱と長柱との区別	112
145条 短柱の許容中心軸方向荷重	113
146条 長柱の許容中心軸方向荷重	114
147条 偏心軸方向荷重をうける柱	114

5 節 2 方向配筋のフラット スラブ構造 .....	115
148条 構造細目 .....	115
149条 計算方法 .....	116
6 節 フーチング .....	117
150条 総則 .....	117
151条 応力の計算 .....	117
152条 設計断面の位置 .....	118
153条 鉄筋の配置 .....	119
154条 連結フーチング .....	119
155条 フーチング または 受け台と柱との接合部の設計 .....	120
7 節 摊壁 .....	121
156条 土圧 および 設計断面 .....	121
157条 外力にたいする安定 .....	121
158条 設計 および 構造細目 .....	122
21章 許容応力度 .....	123
159条 コンクリートの許容応力度 .....	123
160条 鉄筋の許容応力度 .....	124
161条 温度変化、乾燥収縮 および 地震の影響を考えた場合の許容応力度 .....	125

# 1編 総 則

## 1章 総 則

### 1条 適用の範囲

この示方書は鉄筋コンクリート構造物の設計 および 施工についての一般的な標準を示すものである。

### 2条 定 義

この示方書の用語を つぎのように定義する。

責任技術者——工事を監督する主任技術者をいう。

セメント——JIS (日本工業規格) R 5210 ポルトランド セメント(土木学会規準1章), JIS R 5211 高炉セメント (土木学会規準2章), JIS R 5212 シリカ セメント (土木学会規準3章) をいう。

骨 材——モルタル または コンクリートを つくるために, セメントおよび 水と練り混ぜる砂, 碎砂, 砂利, 碎石 その他これに類似の材料をいう。

ふ る い——土木学会規準 17 章に規定する網ふるい をいう。

細 骨 材——10 mm ふるい を全部通り, 5 mm ふるい を重量で 85 % 以上通る骨材をいう。

粗 骨 材——5 mm ふるい に重量で 85 % 以上とどまる骨材をいう。

混 和 材 料——セメント, 水, 骨材以外の材料で, 練り混ぜのさいに必要に応じてコンクリートの成分として加える材料をいう。

A E 剤——混和材料の一種で, 微小な独立した空気の あわ をコンクリートの中に一様に分布させるために用いる材料をいう。

エントレインド エアー——AE 剤によってコンクリートの中に できた空気をいう。

エントラップト エアー——コンクリートの中に含まれる, エントレインド エアー以外の空気をいう。

骨材の粒度——骨材の大小粒が混合している程度をいう。

骨材の粗粒率——80, 40, 20, 10, 5, 2.5, 1.2, 0.6, 0.3, 0.15 mm ふるい の 1組を用いて, ふるい分け試験を行った場合, 各ふるい を通ら

ない全部の試料の重量百分率の和を 100 で割った値をいう。

粗骨材の最大寸法——重量で少なくとも 90 % が通る ふるい のうち、最 小寸法の ふるい目の開きで示される粗骨材の寸法をいう。

骨材の表面水——骨材粒の表面についている水をいい、骨材に含まれる水 から、骨材粒の内部に吸収されている水を差し引いた水をいう。

骨材の表面乾燥飽和状態——骨材の表面水がなく、骨材粒の内部の空げき が水で満されている状態をいう。

骨材の比重——表面乾燥飽和状態の骨材粒の比重をいう。

セメントペースト——セメント および 水を練り混ぜて できたものをい う。

モルタル——セメント、細骨材 および 水を練り混ぜて できたものを いう。混和材料を加えたものもモルタルという。

コンクリート——セメント、細骨材、粗骨材 および 水を練り混ぜて で きたものをいう。混和材料を加えたものもコンクリートという。

AE コンクリート——エントレインド エアーを含んでいるコンクリート をいう。

水セメント比——練りたてのコンクリート または モルタルにおいて、骨 材が表面乾燥飽和状態であるとしたときの セメント ペースト中におけ る水とセメントとの重量比をいう。

配合——コンクリート または モルタルにおいて、これらを つくる ときの各材料の割合をいう。

示方配合——示方書 または 責任技術者によって指示される配合で、骨 材は表面乾燥飽和状態であり、細骨材は 5 mm ふるい を通るもの、粗 骨材は 5 mm ふるい に とどまるもの、を用いた場合の配合をいう。

現場配合——示方配合のコンクリートとなるように、現場における材料 の状態 および 計量方法に応じて定めた配合をいう。

単位量——コンクリート 1 m<sup>3</sup>を つくるときに用いる材料の量をいう。

単位セメント量——セメントの単位量をいう。

単位水量——水の単位量をいう。

単位骨材量——骨材の単位量をいう。

単位細骨材量——細骨材の単位量をいう。

単位粗骨材量——粗骨材の単位量をいう。

単位 AE 剤量——AE 剤の単位量をいう。

絶対細骨材率——骨材のうち 5 mm ふるいを通る部分を細骨材、5 mm ふるいにとどまる部分を粗骨材として算出した、細骨材量と骨材全量との絶対容積比を百分率で表わしたものという。

細骨材率——骨材のうち 5 mm ふるいを通る部分を細骨材、5 mm ふるいにとどまる部分を粗骨材として算出した、細骨材量と骨材全量との重量比を百分率で表わしたものという。

ブリージング——まだ固まらないコンクリート または モルタルにおいて、水が上昇する現象をいう。

レイタンス——ブリージングにともない、コンクリート または モルタルの表面に浮び出て沈でんした物質をいう。

コンステンシー——主として 水量の多少による やわらかさの程度で示される、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

ウォーカビリチー——コンステンシーによる打込みやすさの程度、および 材料の分離に抵抗する程度を示す、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

プラスチシティー——容易に型に詰めることができ、型を取り去るとゆっくり形を変えるが、くずれたり、材料が分離したり、することのないような、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

バッチャミキサ——練りりづつ、コンクリート材料を練り混ぜるミキサをいう。

練り直し——コンクリート または モルタルが まだ固まり始めないが、練り混ぜ後相当な時間がたった場合、材料が分離した場合、等に再び練り混ぜる作業をいう。

練り返し——コンクリート または モルタルが固まり始めた場合、再び練り混ぜる作業をいう。

レデーミクスト コンクリート——整備されたコンクリート製造設備をもつ工場から、隨時に購入することができる、まだ固まらないコンクリートをいう。

ショットクリート——セメント、細骨材 および 水を圧縮空気で吹き付けてつくるモルタルをいう。

プレパックド コンクリート——所要の品質のコンクリートがえられるように、まず、特定の粒度をもつ粗骨材をつめ、その空げきに特殊なモルタルを注入してえられたものをいう。

鉄 筋——コンクリートに埋め込んでコンクリートを補強するために用いる鋼材をいう。

鉄筋コンクリート——鉄筋を用いたコンクリートで、外力にたいして両者が一体となって働くものをいう。

無筋コンクリート——鋼材で補強しないコンクリートをいう。ただし、コンクリートの収縮ひびわれその他にたいする用心のために、鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

主 鉄 筋——設計荷重によってその断面積を定めた鉄筋をいう。

正 鉄 筋——版またははりにおいて、正の曲げモーメントによっておこる引張応力をうけるように配置した主鉄筋をいう。

負 鉄 筋——版またははりにおいて、負の曲げモーメントによっておこる引張応力をうけるように配置した主鉄筋をいう。

配 力 鉄 筋——応力を分布する目的で、正鉄筋または負鉄筋と、普通の場合、直角方向に配置した補助の鉄筋をいう。

軸方向鉄筋——柱または受け台の軸方向に配置した主鉄筋をいう。

斜引張鉄筋——斜引張応力をうける主鉄筋をいう。

腹 鉄 筋——版またははりの斜引張鉄筋をいう。

スターラップ——正鉄筋または負鉄筋をとり囲み、これに直角または直角に近い角度をなす腹鉄筋をいう。

折曲鉄筋——正鉄筋または負鉄筋を曲げ上げまたは曲げ下げた腹鉄筋をいう。

帯 鉄 筋——軸方向鉄筋を所定の間隔ごとにとり囲んで配置した横方向の補助の鉄筋をいう。

らせん鉄筋——軸方向鉄筋をらせん状または環状にとり囲んで配置した主鉄筋をいう。

組立用鉄筋——鉄筋を組み立てるとき、鉄筋の位置を確保するために用いる補助の鉄筋をいう。

用心鉄筋——主鉄筋、帯鉄筋、配力鉄筋、組立用鉄筋、以外の鉄筋で用心のために用いる補助の鉄筋をいう。

異形鉄筋——JIS G 3110 異形丸鋼（土木学会規準7章）をいう。

有効高さ——曲げモーメントをうける部材の断面において、圧縮側コンクリート表面から正鉄筋または負鉄筋の断面の図心までの距離をいう。

クリープ——持続荷重によってコンクリートにおこる塑性変形をいう。

かぶり——鉄筋の表面とコンクリート表面との最短距離で測ったコンクリートの厚さをいう。

一方向版——1方向にだけ正鉄筋または負鉄筋をもつ版をいう。

二方向版——直角な2方向に正鉄筋または負鉄筋をもつ版をいう。

フラットスラブ構造——版とこれを直接に支持する柱とが剛結された鉄筋コンクリート構造をいう。

柱——鉛直または鉛直に近い圧縮材で、その高さが最小横寸法の3倍以上のものをいう。

受け台——鉛直または鉛直に近い圧縮材で、その高さが最小横寸法の3倍未満のものをいう。

控え壁擁壁——擁壁で、土圧をうける側に控え部材をもつものをいう。

支え壁擁壁——擁壁で、土圧をうけない側に支持部材をもつものをいう。

### 3条 記号

この示方書では構造物の設計計算に用いる記号をつきのように定める。

$A_a$ =らせん鉄筋を軸方向鉄筋に換算した断面積

$A_b$ =はりの正鉄筋または負鉄筋の方向に測った距離 $v$ のある折曲鉄筋の全断面積

$A_c$ =コンクリートの断面積

$A_d$ =鉄筋断面積をコンクリート断面積に換算して、コンクリートの断面積に加えた換算断面積

$A_s$ =鉄筋の断面積

$A_s'$ =曲げモーメントまたは曲げモーメントと軸方向力とをうける断面における圧縮鉄筋の断面積

$A_v$ =はりの正鉄筋または負鉄筋の方向に測った距離 $v$ のあるスターラップの全断面積

$b$ =矩形断面の幅またはT形断面突縁の有効幅

$b_0$ =T形断面腹部の幅

$C$ =コンクリートにおこる全圧縮応力

$C'$  = 圧縮鉄筋における全圧縮応力

$d$  = 有効高さ

$d$  = 柱の最小横寸法

$d'$  = 版 または はりにおいて 圧縮側表面から圧縮鉄筋断面の図心までの距離

$D$  = らせん鉄筋柱のコンクリート有効断面の直径（らせん鉄筋の中心線のえがく円の直径）

$E_c$  = コンクリートのヤング係数

$E_s$  = 鉄筋のヤング係数

$f$  = らせん鉄筋の断面積

$h$  = 矩形断面 または T形断面の全部の高さ

$h$  = 柱の高さ

$I$  = 断面二次モーメント

$j$  = 全圧縮応力の作用点から引張鉄筋断面の図心までの距離  $z$  と有効高さ  $d$  の比

$k$  = 圧縮側表面から中立軸までの距離  $x$  と有効高さ  $d$  の比

$l$  = 版 または はり のスパン

$M$  = 曲げモーメント

$n$  = 鉄筋のヤング係数とコンクリートのヤング係数との比

$N$  = 軸方向力

$p$  = 鉄筋断面積とコンクリート断面積との比

$P$  = 柱の許容中心軸方向荷重

$\phi$  = 鉄筋の直径

$s$  = スターラップ または 折曲鉄筋の正鉄筋 または 負鉄筋の方向の間隔

$S$  = せん断力

$\sigma_c$  = コンクリートの圧縮応力度

$\sigma_{ca}$  = コンクリートの許容圧縮応力度

$\sigma_s$  = 鉄筋の引張応力度

$\sigma_{s'}$  = 鉄筋の圧縮応力度

$\sigma_{sa}$  = 鉄筋の許容引張応力度

$\sigma_{sy}$  = 鉄筋の降伏点応力度

$\sigma_{cs}$  = 材令 28 日におけるコンクリート標準供試体の圧縮強度

$t$  = 版の厚さ または T形ばかり の突縁の厚さ

$t$  = 帯鉄筋の間隔 または らせん鉄筋のピッチ

$T$  = 正鉄筋 または 負鉄筋におこる全引張応力

$\tau$  = コンクリートのせん断応力度

$\tau_a$  = コンクリートの許容せん断応力度

$\tau_0$  = 鉄筋とコンクリートとの付着応力度

$\tau_{0a}$  = 鉄筋とコンクリートとの許容付着応力度

$U$  = 鉄筋断面の周長の総和

$w$  = 等分布荷重

$w_d$  = 等分布静荷重

$w_f$  = 等分布動荷重

$W$  = 全荷重

$x = kd$  = 圧縮側表面から中立軸までの距離

$z = jd$  = 全圧縮応力の作用点から引張鉄筋断面の図心までの距離

## 2編 施工

### 2章 コンクリートの品質

#### 4条 総則

コンクリートは所要の、強度、耐久性、水密性、等をもち、品質のばらつきの少ないものでなければならない。

#### 5条 強度

コンクリートの強度は材令 28 日における圧縮強度を基準とする。

#### 6条 圧縮強度試験

コンクリートの品質を確かめるため、工事着手前 および 工事中に圧縮強度試験をしなければならない。工事中に行なった試験の結果は 99 条に示す条件を満足しなければならない。

コンクリートの圧縮強度試験は JIS A 1108 (土木学会規準 34 章) によるものとする。

## 3章 材料

#### 7条 総則

材料はこれを用いるまえに、試験しなければならない。

#### 1節 セメント および 混和材料

#### 8条 セメント

普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、高炉セメント および シリカセメントは、それぞれ JIS R 5210 ポルトランドセメント (土木学会規準 1 章)、JIS R 5211 高炉セメント (土木学会規準 2 章)、JIS R 5212 シリカセメント (土木学会規準 3 章)、に適合したものでなければならない。

#### 9条 混和材料

混和材料を用いる場合には、責任技術者の承認をえなければならない。

混和材料の品質 および 使用方法については、責任技術者の指示をうけなければならない。

AE 剤は土木学会規準 27 章に適合したものでなければならない。

## 2 節 水

### 10 条 水

水は油、酸、塩類、有機物、等コンクリートの品質に影響をおよぼす物質の有害量を含んでいてはならない。

### 11 条 海 水

鉄筋コンクリート用コンクリートをつくるには、海水を用いてはならない。

## 3 節 細 骨 材

### 12 条 総 則

細骨材は清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

### 13 条 粒 度

(1) 細骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表 1 の範囲を標準とする。

表 1 細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法	ふるいを通るもの重量百分率
10 mm ふるい	100
5 mm ふるい	95~100
2.5 mm ふるい	80~100
1.2 mm ふるい	50~85
0.6 mm ふるい	25~60
0.3 mm ふるい	10~30
0.15 mm ふるい	2~10

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会規準 18 章) によるものとする。

(2) 細骨材の粗粒率が、コンクリートの配合を定めるときに仮定した細骨材の粗粒率にくらべて、0.20 以上の変化を示したときは、配合をかえなければ、その細骨材を用いてはならない。

### 14 条 有害物含有量の限度

(1) 有害物含有量の限度は、表 2 の値とする。表 2 に示してない種類の

有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

表 2 有害物含有量の限度（重量百分率）

種類	最大値
粘土塊	1.0
洗い試験で失われるもの	
コンクリートの表面がすりへり作用をうける場合	3.0*
その他の場合	5.0*
0.3mm あるいはとどまる材料で比重 2.0 の液体に浮くもの	0.5**

\* 砕砂の場合で、洗い試験で失われるものが砕石粉であり、粘土、シェールを含まないときは、最大値をおのおの 5% および 7% にしてよい。

\*\* 高炉スラグからつくった砕砂には適用しない。

洗い試験は JIS A 1103 (土木学会基準 19 章) によるものとする。

## (2) 有機物

(a) 天然砂に含まれる有機物は JIS A 1105 (土木学会規準 21 章) によって試験するものとする。この場合、砂の上部における溶液の色合いは、標準色よりもうすくなればならない。

(b) 砂の上部における溶液の色合いが標準色よりこい場合でも、その砂でつくったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3% 溶液で十分に洗い、さらに水で洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の 95% 以上であれば、その砂を責任技術者の承認をえて用いてよい。

試験時のモルタル供試体の材令は普通ポルトランドセメントおよび中庸熱ポルトランドセメントの場合は 7 日 および 28 日、早強ポルトランドセメントの場合は 3 日 および 7 日とする。

モルタルの供試体の圧縮強度試験は土木学会規準 22 章によるものとする。

## 15 条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を 5 回くり返したときの細骨材の損失重量（百分率）の限度は、一般に 10% とする。

安定性試験は JIS A 1122 (土木学会規準 25 章) によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえて、これを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた実例

がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から、責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

(4) 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、この条(1), (2)および(3)について考えなくてもよい。

#### 4節 粗骨材

##### 16条 総則

粗骨材は清浄、強硬、耐久的で、適當な粒度をもち、うすっぺらな石片、細長い石片、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。特に耐火性を必要とする場合には、耐火的な粗骨材を用いなければならない。

##### 17条 粒度

(1) 粗骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表3の範囲を標準とする。

表3 粗骨材の粒度の標準

粗骨材 の大きさ (mm)	ふるいの 呼び寸法 (mm)	ふるいを通しての重量百分率								
		60	50	40	25	20	15	10	5	2.5
50~5	100	95~100	—	35~70	—	10~30	—	0~5	—	—
40~5	—	100	95~100	—	35~70	—	10~30	0~5	—	—
25~5	—	—	100	95~100	—	25~60	—	0~10	0~5	—
20~5	—	—	—	100	90~100	—	20~55	0~10	0~5	—
15~5	—	—	—	—	100	90~100	40~70	0~15	0~5	—
50~25	100	90~100	35~70	0~15	—	0~5	—	—	—	—
40~20	—	100	90~100	20~55	0~15	—	0~5	—	—	—

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会規準 18章)によるものとする。

##### 18条 粗骨材の最大寸法

粗骨材の最大寸法は 50 mm 以下で、部材最小寸法の 1/5 または 鉄筋の最小純間隔の 3/4 をこえてはならない。

粗骨材の最大寸法は表4を大体の標準とする。

表4 粗骨材の最大寸法

構造物の種類	粗骨材の最大寸法 (mm)
版, はり, 壁, 柱	25
フーチング	40
地下壁, ケーソン	50

### 19条 有害物含有量の限度

有害物含有量の限度は表5の値とする。表5に示してない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

表5 有害物含有量の限度（重量百分率）

種類	最大値
粘土塊	0.25
やわらかい石片	5.0
洗い試験で失われるもの	1.0*
比重2.0の液体に浮くもの	1.0**

\* 砕石の場合で洗い試験で失われるものが砕石粉であるときは、最大値を1.5%としてよい。

\*\* 高炉スラグからつくった砕石には適用しない。

洗い試験はJIS A 1103(土木学会規準19章)に、やわらかい石片の試験はJIS A 1126(土木学会規準26章)によるものとする。

### 20条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を5回くり返したときの粗骨材の損失重量(百分率)の限度は、一般に12%とする。

安定性試験はJIS A 1122(土木学会規準25章)によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえて、これを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から、責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

(4) 気象作用をうけない構造物に用いる粗骨材は、この条(1),(2)および(3)について考えなくてもよい。

### 5節 鉄筋

### 21条 材質

(1) 鉄筋として用いる鋼材は、JIS G 3101(土木学会規準6章)棒鋼第2種SS41、棒鋼第3種SS50、棒鋼第4種SS39、棒鋼第5種SS49およびJIS G 3110(土木学会規準7章)異形丸鋼1種SSD39、異形丸鋼2種SSD49、に適合したものでなければならない。

(2) 前項に示していない鋼材を用いる場合には、責任技術者の承認をえなければならない。

この場合、160条(1)および(2)に規定した許容応力度をそのまま用いてはならないから、試験を行なって、適当な許容応力度を定めなければならない。

## 22条 形状、寸法 および 重量

鉄筋の形状、寸法 および 重量は JIS G 3191（土木学会規準8章）および JIS G 3110（土木学会規準7章）に適合しなければならない。

## 6節 材料の貯蔵

### 23条 セメントの貯蔵

(1) セメントは、地上 30 cm 以上に床をもつ防湿的な倉庫に貯蔵し、検査に便利なように配置し、入荷の順にこれを用いなければならない。

(2) 袋詰めセメントは これを 13 袋以上積み重ねてはならない。

(3) 貯蔵中にセメントにできたかたまりは、これを工事に用いてはならない。

(4) 3箇月以上倉庫に貯蔵した袋詰めセメント、または 湿気をうけた疑いのあるセメントは、これを用いるまえに試験をしなければならない。このセメントの使用については責任技術者の指示をうけなければならない。

### 24条 骨材の貯蔵

(1) 細粗骨材は それぞれ べつべつ に貯蔵し、ごみ、雑物、等の混入を防がなければならない。

(2) 骨材は表面水がなるべく一定となるよう、適当にこれを貯蔵しなければならない。

(3) 粗骨材の取扱いにさいしては、大小粒が分離しないようにしなければならない。

(4) 骨材は 氷雪の混入 または 凍結を防ぐため、適当な施設をして、これを貯蔵しなければならない。

(5) 骨材は 暑中においては、日光の直射をさけるため、適当な施設をして、これを貯蔵しなければならない。

### 25条 鉄筋の貯蔵

鉄筋は 直接に地上に置くことを避け、 倉庫内に または 適当な おおいをして、貯蔵しなければならない。

## 4章 配 合

### 26条 総 則

コンクリートの配合は、所要の、強度、耐久性、水密性 および 作業に適するウォーカビリティーをもつ範囲内で、単位水量を できるだけ 少なくするよう、これを定めなければならない。

### 27条 単位水量

単位水量は、作業ができる範囲内で できるだけ 少なくなるよう、試験によって これを定めなければならない。

### 28条 単位セメント量

単位セメント量は、単位水量と水セメント比とから、これを定める。

鉄筋コンクリート用コンクリートでは、単位セメント量を 300 kg 以上としなければならない。橋、その他の構造物で、ばい煙、乾湿、塩分、等にたいして特に鉄筋の防護を必要とする場合には、前記の単位セメント量を大きくしなければならない。

### 29条 水セメント比

水セメント比は、コンクリートの所要の、強度 ならびに 耐久性を考えて定めなければならない。水密であることを必要とする構造物では、さらにコンクリートの水密性についても考えなければならない。

(1) コンクリートの圧縮強度を もととして、水セメント比  $w/c$  を定める場合

(a) 圧縮強度と水セメント比との関係は、試験によって これを定めなければならない。このとき、つきの順序によるものとする。

(i) 適当と思われる範囲内で 3 種以上の異ったセメント水比  $c/w$  を用いたコンクリートについて試験し、 $c/w-\sigma$  線をつくる。ここに  $\sigma$  は材令 28 日におけるコンクリートの圧縮強度である。

各  $c/w$  にたいする  $\sigma$  の値は、2 バッチ以上のコンクリートからつくった供試体における  $\sigma$  の平均値をとる。各バッチからつくる供試体の数は 2 個以上とする。

AE コンクリートの場合は、前記の供試体は所要の空気量のコンクリートで つくるものとする。

(ii) 配合の設計に用いる水セメント比  $w/c$  は、前記の  $c/w-\sigma$  線に

おいて、目標とする圧縮強度  $\sigma_r$  に相当する  $c/w$  の値の逆数とする。この  $\sigma_r$  は、部材の設計において基準とした材令 28 日におけるコンクリートの圧縮強度  $\sigma_{28}$  に適当な係数  $\alpha$  をかけて、割り増したものとする。この  $\alpha$  は現場において予想されるコンクリートの強度の変動係数 および 構造物の重要度に応じて、試験の結果が 99 条に示す条件を満足するように責任技術者が定めるものとする。

コンクリートの圧縮強度は JIS A 1108 (土木学会規準 34 章) によるものとする。

(b) やむをえず試験をしない場合には、普通ポルトランドセメントでつくるコンクリートで、混和材料を用いないときの  $c/w - \sigma$  線はつきの式としてよい。

$$\sigma = -210 + 215 c/w$$

この場合にも、配合設計に用いる  $w/c$  は (a) (ii) におけると同様にして定める。

(2) コンクリートの耐久性をもととして、水セメント比を定めるには、ポルトランドセメントを用いる場合、その値は表 6 以下でなければならない。

表 6 コンクリートの耐久性から定まる最大の水セメント比 (百分率)

構造物の種類 または位置	断面	気象条件		気象作用がはげしい場合*, 凍結融解 がしばしば繰り返される場合*			気象作用がはげしくない場合、氷点 下の気温となることがまれな場合		
		薄い 場合	普通の 場合	厚い 場合	薄い 場合	普通の 場合	厚い 場合	薄い 場合	普通の 場合
(1)水面付近でたえず水にひたってはい ないが水で飽和されるか、もしくはとき に飽和される部分	海水	45	49	53	45	49	53	45	49
	淡水	49	53	58	49	53	58	53	58
(2)水面から離れているが、しばしば水 にぬれる部分	海水	49	53	53	49	53	62	49	53
	淡水	53	58	58	53	62	66	53	58
(3)たえず水中にある部分	海水	53	58	62	53	58	62	53	58
	淡水	58	62	66	58	62	66	58	62
(4)普通の露出状態の橋、建物、その他の構造物、ただし、(1)、(2)の作用をうけない場合		53	58	62	53	62	66	53	58

\* これらの場合には AE コンクリートを用いるのが望ましい。  
特別の場合

(a) 0.2 %以上の硫酸塩を含む土や地下水に接するコンクリート または 塩類にさらされるコンクリートにたいしては、水セメント比は 45 %をこえてはならない。

(b) 建物の内部 および 完全に地下に埋設した構造物のように気象作用をうけないコンクリートにたいしては、水セメント比はコンクリートの耐久性から定める必要はない。

(3) コンクリートの水密性をもととして、水セメント比を定める場合には、薄い断面の部材では 45 %、マッシブな構造物でも 53 % をこえてはならない。

### 30条 ウォーカビリチー

コンクリートは、材料が分離することなく、また水が表面に集ることなく、適当な突固め、振動、等によって型わくのすみずみおよび鉄筋の周囲にコンクリートが十分に行き渡る程度の、ウォーカビリチーをもつものでなければならない。

振動機を用いない場合、各種の構造物にたいするスランプは表 7 の値を大体の標準とする。振動機を用いる場合には、一般に表 7 の値より小さいスランプを用いなければならない。

表 7 スランプ

構造物の種類	スランプ(cm)
版、はり、壁、柱	7.5~15
フーチング	5 ~12.5
ケーソン、地下壁	2.5~10

コンクリートのスランプ試験は JIS A 1101 (土木学会規準 30 章) によるものとする。

### 31条 絶対細骨材率

絶対細骨材率は、所要のウォーカビリチーがえられる範囲内で、単位水量が最小になるよう、試験によってこれを定めなければならない。

### 32条 AE コンクリートの空気量

AE コンクリートの空気量は、粗骨材の最大寸法その他に応じて、コンクリート容積の 2~6 % とする。

AE コンクリートの空気量試験は JIS A 1116 重量方法 (土木学会規準 31 章), JIS A 1117 水柱圧力方法 (土木学会規準 32 章) および JIS A 1118 容積方法 (土木学会規準 33 章), 等によるものとする。

### 33条 単位 AE 剂量

単位 AE 剂量は、所要の空気量がえられるように、試験によってこれを定めなければならない。

## 34条 配合の表わし方

(1) 示方配合の表わし方は表8によるものとする。

表8 示方配合の表わし方

粗骨材 の最大 寸 法 範 (mm)	スラン ブ の 間 (cm)	空気量 の範囲 (%)	単位水 量 <i>W</i> (kg)	単位セ メント 量 <i>C</i> (kg)	水セメ ント比 <i>w/c</i> (%)	絶対細 骨材率 <i>s/a</i> (%)	単位細 骨材量 <i>S</i> (kg)	単位粗 骨材量 <i>G</i> (kg)	単位 A E 剤 量 (cc または g)

注 (1) この表の細骨材は 5mm ふるい を全部通るもの、粗骨材は 5mm ふるい に全部とどまるものであって、ともに表面乾燥飽和状態であるとする。

(2) 単位 A E 剤量はうすめたり 溶かしたり しないものを示すものとする。

(3) 絶対細骨材率  $s/a$  の代りに細骨材率  $\frac{S}{S+G}$  を用いてもよい。

(2) 現場配合は表8に準じて表わすものとする。示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5 mm ふるい にとどまる細骨材の量、5 mm ふるい を通る粗骨材の量、等を考えなければならない。

(3) 小工事 または 重要でない工事の場合、骨材量は容積で表わしてもよい。示方配合を現場配合に直す場合には、砂の ふくらみ その他を考えなければならない。

示方配合における骨材の容積は JIS A 1104 (土木学会規準 20 章) に規定する方法で 試験したものとする。

## 5章 練り混ぜ

## 35条 材料の計量

(1) 材料の計量前に、示方配合を現場配合に直さなければならない。

骨材の表面水量の試験は JIS A 1111 (土木学会規準 16 章)、または 責任技術者の指示する方法によらなければならない。骨材が乾燥している場合の有効吸水量の試験は責任技術者の指示する方法によらなければならない。

(2) 一練りの量は、責任技術者の指示によって これを定めなければならない。

(3) 各材料は一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水 および A E 剤溶液は容積で計量してもよい。

(4) セメント および 骨材の計量の誤差は 1 回計量分量の 3 % 以内でな

ければならない。

(5) 水 および AE 剤溶液の計量の誤差は、1 回計量分量の 1 %以内でなければならない。

(6) 計量装置は定期的に検査しなければならない。

(7) AE 剤を溶かすのに用いた水 または AE 剤をうすめるのに用いた水は使用水量の一部とする。

(8) 小工事 または 重要でない工事で、骨材の量が容積で示された場合には、容積で計量してもよい。この場合、表面水による細骨材のふくらみについて考えなければならない。

### 36条 機械練り

(1) コンクリートの練り混ぜには、バッヂ ミキサを用いなければならぬ。

(2) 材料をミキサに投入するには、全部の材料を同時に均等に投入するのを原則とする。ただし、水は、他の材料より少し早く入れ始め、その速度を一定に保ち、他の材料を入れ終ったのち 少したって入れ終るようにしなければならない。

(3) コンクリートの材料は、練り上がりコンクリートがプラスチックで、均等質となるまで、十分にこれを練り混ぜなければならない。

(4) 練り混ぜ時間は、ミキサ内に材料を全部投入したのち、毎秒約 1 m の回転外周速度で 1 分 30 秒以上でなければならない。

(5) ミキサ内のコンクリートを全部取り出したのちでなければ、ミキサ内にあらたに材料を投入してはならない。

(6) ミキサは、使用の前後に、これを十分に清掃しなければならない。

### 37条 手練り

(1) 小工事 または 重要でない工事で、責任技術者の承認をえた場合に限り、手練りによることができる。

(2) 手練りは、水密性の練り台の上で これを行わなければならない。練り混ぜは、色合いが一様で、プラスチックで均等質となるまで、これを続けなければならない。

### 38条 練り返し

コンクリートは、固まり始めた場合、これを練り返しても用いてはならない。

**39条 レデー ミクスト コンクリート**

- (1) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、JIS A 5308（土木学会規準 44 章）によらなければならない。
- (2) レデー ミクスト コンクリートを用いる場合には、コンクリートの打込みに支障のないよう、受取り時期その他について、製造者と打合わせをしなければならない。
- (3) レデー ミクスト コンクリートは、すでに打ったコンクリートに害を与えないように、これを運搬しなければならない。
- (4) レデー ミクスト コンクリートの荷おろしの場所 および 方法は、責任技術者の指示によらなければならない。荷おろしは 材料の分離が おこらないように行わなければならぬ。
- (5) いくぶんでも 材料の分離をおこしているレデー ミクスト コンクリートは打込むまえに、練り直して用いなければならない。

**6章 コンクリート打ち および 養生****1節 コンクリート打ち****40条 準 備**

- (1) コンクリート打ちを始めるまえに、運搬装置の内部についているコンクリート および 雑物は、これを除かなければならぬ。
- (2) 打込みのまえに、打つ場所を清掃し、すべての雑物を除き、鉄筋は正しい位置に固定し、コンクリートが凍結する おそれ のある場合のほかは せき板を十分にぬらさなければならぬ。鉄筋の配置その他については、打込みのまえに特に責任技術者の承認をえなければならぬ。
- (3) コンクリートを打つには、まず、コンクリートの中のモルタルと同程度の配合のモルタルを敷くものとする。
- (4) 根掘り内の水は、打込みのまえに これを除かなければならぬ。また、根掘り内に流入する水が 新しく打ったコンクリートを 洗わないように、適当な方法で この水を除いておかなければならぬ。

**41条 取扱い**

- (1) コンクリートの作業区画 および 一作業区画内にコンクリートを打

ち込む順序は、責任技術者の指示に従って、これを定めなければならない。

(2) コンクリートは、材料の分離 および 損失を防ぐことができる方法で、すみやかに運搬し、直ちに打ち込まなければならない。特別な事情で直ちに打ち込むことができない場合でも、練り混ぜてから 打ち終るまでの時間は、温暖で乾燥しているときで1時間、低温で湿潤なときでも2時間、をこえてはならない。この時間中コンクリートは、日光、風雨、等にたいして保護し、相当な時間がたったものは、打ち込むまえに水を加えないで、これを練り直さなければならない。少しでも固まったコンクリートは、これを用いてはならない。

(3) どんな運搬方法によるにしても、打ち込んだコンクリートは、所要の品質のものでなければならない。

(4) コンクリートは、型わく内に入れたのち、再び移動させる必要がないように、これを打ち込まなければならない。

(5) コンクリートの運搬 または 打込み中に、材料の分離を認めたときは、練り直して均等質なコンクリートにしなければならない。

(6) コンクリートは、その表面が 一区画内で ほぼ水平となるように、これを打たなければならない。

(7) 型わくの高さが大きい場合には、材料の分離を防ぐため、打ち込んでいる層の上部にある鉄筋 および 型わくにコンクリートが付着、硬化するのを防ぐため、型わくに投入口を設けるか、または、適当な方法でコンクリートを打たなければならない。コンクリートの投げおろしの高さについては、責任技術者の承認をえなければならない。

(8) 打込み および 締固めのさい、コンクリートの上面に上昇してくる水を できるだけ 少なくするよう、配合 および 打込み速度を調節しなければならない。

(9) 柱の場合には、管を用いるか、または、その他適当な方法で柱断面の中央部にだけコンクリートを打ち、その打込み速度は 30 分につき高さ 1m を標準とする。

(10) コンクリートの打込み中、表面に浮び出た水は、適当な方法で直ちにこれを除かなければならない。

(11) 一作業区画内のコンクリートは、これを完了するまで連続して打たなければならない。

#### 42条 パケット

コンクリートを運搬するには、なるべくパケットを用いるがよい。

#### 43条 運搬車

(1) 手押車 または トロを用いる場合には、コンクリートの運搬中に材料の分離がおこらないように、平らな運搬路を設けなければならない。

(2) 自動車を用いる場合には、荷おろしが 容易なものでなければならぬ。運搬距離が長いときには、アジテーターをつけた自動車を用いなければならない。

#### 44条 コンクリートポンプ

コンクリートポンプを用いる場合、輸送管の配置その他については、責任技術者の指示をうけなければならない。

#### 45条 縦シート

縦シートは管を継ぎ合わせてつくり、自由に曲がるようなものとしなければならない。

#### 46条 斜めシート

(1) 責任技術者の承認をえた場合に限り、斜めシートを用いることができる。

(2) シートは 鉄製 または 鉄板張りで、全長にわたって ほぼ一様な傾きをもち、その傾きは、コンクリートが材料の分離をおこさないようなものでなければならない。

(3) シートの吐き口には 練り台を設け、一応コンクリートを これでうけたのち、練り直して打たなければならない。また、シートの吐き口には長さ 60 cm 以上の鉛直な漏斗管をつけなければならない。

(4) シートはその使用の前後に、十分に水で洗わなければならない。洗うのに用いた水を型わく内に入れてはならない。

#### 47条 締固め

(1) コンクリートは、打込み中 および その直後、突固め または 振動で、十分に これを締め固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型わくの すみずみ に行き渡るようにしなければならない。コンクリートの行渡りが困難な箇所では、コンクリート打ちのまえに コンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタルを打つか、または その他適当な方法でコンクリートの行渡りを確実にしなければならない。

(2) 薄い壁 または 型わくの構造上型わく内での締固めが困難な所では、責任技術者の指示に従って、型わく振動機を用いるか、または 打込み後直ちに型わくの外側を軽くたたいて、コンクリートの落着きを よくしなければならない。

(3) 突固めによってコンクリートを打つ場合には、一層の高さを一般に 30 cm 以下とするのがよい。

(4) 振動機を用いる場合には、コンクリートの配合、締め固める一層の高さ、振動時間、内部振動機では さし込み間隔、等について 責任技術者の指示をうけなければならぬ。振動機はコンクリートから ゆっくり これを引き抜き、あとに穴が残らないように しなければならない。

#### 48条 打ちたし

(1) 版 または はり と 壁 または 柱 とが単体的に働くように設計されている場合には、壁 または 柱 のコンクリートの収縮 および 沈下に備えるため、壁 または 柱 のコンクリート打込み後 4 時間以上、単体的に働くように設計されていない場合でも 2 時間以上、たった後でなければ、版 または はり のコンクリートを打ってはならない。

張出し部分をもつ構造物の場合は前記に準じて施工しなければならない。

(2) 下部のコンクリートが いくぶん 固まり始めているときに、上部のコンクリートを打ちたす場合には、上部のコンクリートを締め固めるさいに、振動機を下部コンクリート中にさし込み下部コンクリートが再振動締固めをうけるようにしなければならない。

### 2節 養 生

#### 49条 養 生

(1) コンクリートは打込み後、低温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃、等の有害な影響をうけないように、十分にこれを養生しなければならない。養生日数については、責任技術者の指示をうけなければならない。

(2) コンクリートの露出面は、むしろ、布、砂、等をぬらしたもので これをおおうか、または散水して、打込み後少くとも 7 日間常に湿潤状態に保たなければならぬ。ただし、早強ポルトランドセメントを用いる場合には、少なくとも 3 日間湿潤状態に保たなければならぬ。せき板が乾燥するおそれのあるときは、これにも散水しなければならない。湿潤養生方法につ

いっては責任技術者の承認をえなければならない。

### 3節 繼　　目

#### 50条 総　　則

設計 または 施工計画で定められた継目の位置 および 構造は、これを厳守しなければならない。

#### 51条 打継目

(1) 設計 または 施工計画で定められていない打継目を設ける場合には、責任技術者の指示をうけなければならぬ。

(2) 水平打継目の強度を減らさないために、打継目の下部となるコンクリートの締固めについては 41 条(8)の規定を特に守らなければならぬ。水平な打継目となるコンクリートの表面は、レイタンスを除き、これを粗にして おかなければならぬ。

鉄筋は打継目を通して連続させなければならない。

(3) 硬化したコンクリートに新コンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込みのまゝに、型わくを締め直し、硬化したコンクリートの表面を責任技術者の指示に従って処理し、ゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、雑物、等を完全に除き、十分に吸水させなければならない。つぎに、旧コンクリートの面にセメントペースト または コンクリート中のモルタルと同程度の配合のモルタルを塗りつけ、直ちにコンクリートを打ち、旧コンクリートと密着するように締め固めなければならない。

(4) 鉛直打継目の施工にあたり、旧コンクリートの打継面はその表皮を除去するか、あるいは これを粗にして、十分に吸水させたのち、セメントペースト、モルタル、等を塗るか、または、責任技術者の指示に従って処理したのち、打継面に新コンクリートを打継がなければならない。新コンクリートの打継ぎにあたっては、適当な器具でスページングをするか、または、振動機を用いて新旧コンクリートを十分に密着させなければならない。

なお、新コンクリートの打継ぎ後適当な時期に、なるべく再振動締固めを行うのがよい。

#### 52条 柱の打継目

柱の水平な打継目は、柱と床組みとの境に設けなければならない。ハンチおよび カラム キャピタルは、床組みの一部と考え、床組みと連続してコンクリートを打たなければならない。

**53条 床組みの打継目**

床組みにおける打継目は版 または はり のスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、はり がそのスパンの中央で小ぼり と交わる場合には、小ぼり の幅の約 2 倍の距離を隔てて はり の継目を設け、責任技術者の指示に従い、継目を通る斜めの引張鉄筋を用い、せん断力にたいして補強をしなければならない。

**54条 アーチの打継目**

(1) アーチの打継目は、アーチ軸に直角となるように、これを設けなければならない。

(2) アーチの幅が広いときは、責任技術者の指示に従って、スパン方向の鉛直打継目を設けてよい。

**55条 伸縮継目**

伸縮継目では、鉄筋を連続させないで、構造物の相接する両部を絶縁しなければならない。伸縮継目には、必要に応じて責任技術者の承認した目地材を入れなければならない。

**56条 滑面継目**

滑面継目におけるコンクリートの受け面は平らに仕上げ、硬化後責任技術者の指示に従って適当な絶縁材をおき、上部のコンクリートを打たなければならぬ。

## 7章 鉄 筋 工

**57条 鉄筋の加工**

(1) 鉄筋は設計図に示された形状 および 寸法に正しく一致するように、材質を害しない方法で、加工しなければならない。

(2) 設計図に鉄筋の曲げ半径が示されていないときには、121 条に従って鉄筋を曲げなければならない。

(3) 鉄筋を熱して加工するときには、その全作業について責任技術者の承認をえなければならない。

(4) 加工によって まっすぐ にすることのできないような鉄筋は、これを用いてはならない。

**58条 鉄筋の組立て**

(1) 鉄筋は組み立てるまえに これを清掃し、浮きさび その他鉄筋とコ

ンクリートとの付着を害する おそれ のあるものは、これを除かなければならぬ。

(2) 鉄筋は正しい位置にこれを配置し、コンクリートを打つときに動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。このため必要ならば、適当に組立用鉄筋を用いなければならない。

(3) 鉄筋の交点は、直径 0.9 mm 以上の焼鉈鉄線 または 適当なクリップで緊結しなければならない。

(4) 鉄筋と せき板との間隔は、つり金物、モルタル塊、鉄座、等で正しく保たなければならない。

(5) 鉄筋は組み立ててから長時日たったときには、コンクリート打ちのまえに、再び組立ての検査をし、これを清掃しなければならない。

#### 59条 鉄筋の継手

(1) 設計図に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置および 方法は強度計算を行なって これを定め、責任技術者の承認をえなければならぬ。

(2) 鉄筋の重ね継手は、所定の長さ 重ね合わせて 直径 0.9 mm 以上の焼鉈鉄線で数箇所緊結しなければならない。

(3) 将來の継ぎたしのために、構造物から露出しておく鉄筋は、損傷、腐食、等をうけないように、これを保護しなければならない。

### 8章 型 わく

#### 60条 総 則

(1) 型わくは、設計図に示されたコンクリート部材の位置、形状 および 寸法に正しく一致させ、堅固で、荷重、乾湿、振動機の影響、等によって狂いのおこらない構造としなければならない。

重要な型わく および 支保工にたいしては、強度 および 変形の計算をしなければならない。

(2) 型わくの形状 および 位置を正確に保つため、適当な施設をしなければならない。

(3) 型わくは容易に、安全に、これを取りはずすことができ、せき板 または パネルの継目はなるべく鉛直 または 水平とし、モルタルのもれない構造としなければならない。

## 61条 せき板

(1) 木材のせき板は死ぶしその他の欠点のないものとし、露出面となるコンクリート面に接するせき板の表面は平らに仕上げなければならない。ただし、露出面でない場合または粗面でもよい場合には、仕上げないせき板を用いてよい。

(2) せき板は再びこれを用いるまえに、コンクリートに接する面を清掃しなければならない。このさい、鋼製せき板の場合には、鋼が光るほど砂吹付けを行ったり、ワイヤーブラシでこすったり、してはならない。

## 62条 支保工

(1) 支保工は十分な支持力をもたなければならぬ。

(2) 支柱は特に沈下しないようにしなければならない。支柱のうける荷重は適当な方法で地盤に分布させ、支柱の高さが大きいときには、つなぎ材およびすじかいを設けなければならない。

(3) 上階の重要な支柱は下階の重要な支柱の上におき、荷重が直接これに伝えられるようにしなければならない。

## 63条 型わくの組立て

(1) せき板を締めつけるには、ボルトまたは棒鋼を用いる。これらの締付け材は、型わくを取りはずしたのち、コンクリート表面から内へ2.5cm以下の距離に残しておいてはならない。鉄線を締付け材として用いる場合には、責任技術者の承認をえなければならない。

(2) 支承、支柱、仮構、等は、くさび、砂箱、ジャッキ、等で支え、振動、衝撃、等を与えないで、容易に型わくを取りはずせるようにしなければならない。

(3) スパンの大きい部材の型わくおよび支保工には、適當な上げ越しをつけなければならない。

## 64条 面取りり

特に指定のない場合でも、型わくのすみに適當な面取り材を取りつけて、コンクリートのかどに面取りをしなければならない。

## 65条 塗 布

(1) せき板内面に塗布する材料は、汚色を残さない鉛油、または責任技術者の承認をえたものでなければならない。

(2) 塗布作業は、鉄筋を配置するまえに、これを行わなければならない。

**66条 一時的開口**

型わくの清掃、検査に便利なように、柱、壁、等の型わくの底部その他必要のあるところに、一時的開口を設けなければならない。

また、コンクリート打ちに便利なように、柱、壁、等の高い型わくには、一時的開口を設けるのがよい。

**67条 型わくの取りはずし**

(1) 型わくは、コンクリートがその自重 および 施工中に加わる荷重をうけるのに必要な強度に達するまで、これを取りはずしてはならない。

(2) 型わくの取りはずしは、構造物に衝撃 および 振動を与えないよう に、できるだけ静かに これを行わなければならない。

(3) 型わくの取りはずしについては、責任技術者の承認をえなければならぬ。

**68条 型わく取りはずしの順序**

(1) 型わくは、一般に、全体を同時に取りはずさないで、比較的荷重をうけない部分をまず取りはずし、その後 残りの重要な部分を取りはずさなければならぬ。

(2) 鉛直部材の型わくは、一般に、水平部材の型わくよりも早くこれを取りはずすのを原則とする。

(3) はり の両側面の型わくは、底板よりも早くこれを取りはずしてもよい。

**69条 型わく取りはずしの時期**

(1) 型わくを取りはずす時期は、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要の程度、部材の大きさ および 種類、部材の受ける荷重、気温、天候 および 風通し、等を考えて、慎重にこれを定めなければならない。

(2) 固定はり、ラーメン、アーチ、等でコンクリートのクリープを利用して構造物にひびわれ のでのるのを少なくするために、構造物のコンクリートの圧縮強度が  $140\text{ kg/cm}^2$  以上に達したとき、なるべく早く型わくを取りはずすのがよい。

(3) 部材の自重 および 施工中に加わる荷重をうける支柱は、これが支える部材が自重 および 荷重を安全にうけることができる強度に達するまで、これを取りはずしてはならない。

(4) 型わく取りはずしの時期の大体の標準は、その構造物のコンクリートの圧縮強度が表9の値に達したときとする。

表9 型わくを取りはずしてよい時期のコンクリートの圧縮強度

部材面の種類	例	圧縮強度 (kg/cm <sup>2</sup> )
曲げ応力または軸方向力が相当に小さい部材の面、コンクリートを型わくでほとんど支える必要のない面、型わくの取りはずし作業その他工事中に害をうけるおそれのない面	厚い部材の鉛直または鉛直に近い面、傾いた上面、小さいアーチの外面、その他岩盤のトンネルの覆工側壁	35
相当の曲げおよび軸方向力またはその一方をうける部材で打ち込んだコンクリートを型わくで一部支える必要のある面	(a) 静荷重だけをうける場合	薄い部材の鉛直または鉛直に近い面、45°より急な傾きの下面、小さいアーチの内面、その他堅岩のトンネルの覆工アーチ
	(b) 静荷重および動荷重をうける場合	柱、土圧をうけるトンネルの覆工側壁およびアーチ
大きい曲げをうける部材で打ち込んだコンクリートを型わくでほとんど全部支える必要のある面	橋、建物、等の版およびはり、45°よりゆるい傾きの下面	100 140

## 9章 表面仕上げ

### 70条 一般

露出面で一様な外観をえようとする場合には、材料、配合、コンクリート打ちの方法、等を変えないようにし、打継目および伸縮継目の間のコンクリートを、連続して打ち込むように、特に注意しなければならない。

### 71条 せき板に接する面

(1) 露出面となるコンクリートは完全なモルタルの表面がえられるように、打ち込み、締め固めなければならない。

(2) コンクリート表面にできたでっぱり、すじ、等はこれを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所、等は、その不完全な部分を取り除いて水でぬらしたのち、適当な配合のコンクリートまたはモルタルのパッチングをして平らに仕上げなければならない。

## 72条 セキ板に接しない面

(1) 締固めを終りほぼ所定の高さおよび形にならしたコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理したのちでなければ、これを仕上げてはならない。

仕上げには木ごてを用い、仕上げ作業は過度にならないように注意しなければならない。

(2) なめらかで密実な表面を必要とする場合には、作業が可能な範囲ができるだけおそい時期に、かなごてで強い力を加えてコンクリート上面を仕上げなければならない。

## 73条 モルタル塗り仕上げ

(1) モルタル塗り仕上げをする場合には、コンクリート打込み後1時間以内にコンクリート表面にモルタルを塗りならすのがよい。

(2) 相当硬化したコンクリート表面にモルタル塗り仕上げをするときは、表面をのみまたは適当な工具で粗にし、水で十分にぬらしたのち、セメントペーストを薄く塗り付け、直ちにモルタルを塗りならし、適当な養生をしなければならない。

## 74条 装飾仕上げその他

装飾仕上げその他は、責任技術者の指示に従ってこれを行わなければならない。

# 10章 寒中コンクリート

## 75条 材 料

- (1) セメントはポルトランドセメントを用いるのを標準とする。
- (2) 凍結しているかまたは冰雪の混入している骨材は、そのままこれ用いてはならない。
- (3) 水および骨材を熱する装置、方法、温度、等については、責任技術者の承認をえなければならない。
- (4) セメントはどんな場合でも、直接にこれを熱してはならない。

## 76条 単位水量

単位水量は、コンクリートが凍結する おそれ および 凍害を少なくするため、できるだけ 少なくしなければならない。

## 77条 練り混ぜ および コンクリート打ち

(1) コンクリートの練り混ぜ、運搬 および 打込みは、熱量の損失をなるべく少なくするように、これを行わなければならない。

(2) 熱した材料をミキサに投入する順序は、セメントが急結をおこさないように、これを定めなければならない。

(3) コンクリートの温度は打込みのとき、 $10^{\circ}\text{C}$  以上でなければならぬ。

(4) コンクリートの打込みのときに、鉄筋、型わく、等に冰雪が付着していってはならない。また、凍結した地盤の上にコンクリートを打ってはならない。地盤が凍結している場合は、これを とかしたのちに コンクリートを打たなければならない。

(5) 打継目の旧コンクリートが凍結している場合には、適当な方法でこれをとかし 51 条の方法でコンクリートを打ち継がなければならない。

(6) 平均気温が  $4^{\circ}\text{C}$  以下の場合には、AE コンクリートを用いるのがよい。

(7) 寒中コンクリートにおいて、コンクリートの硬化を促進する目的で塩化カルシウムその他の薬品を用いるときは責任技術者の承認をえなければならない。

(8) コンクリートの凍結温度を下げるため、食塩その他の薬品を用いてはならない。

## 78条 養 生

(1) コンクリートは打込み後、凍結しないように十分に保護し、特に風を防がなければならない。保護方法については責任技術者の承認をえなければならない。

(2) 養生期間中の温度は、コンクリート打込み後、少なくとも 3 日間確実に  $10^{\circ}\text{C}$  以上に保たなければならない。セメント重量の 1 %程度の塩化カルシウムを加えて つくった AE コンクリートを用いた場合、コンクリートは打込み後、少なくとも 3 日間、コンクリートの温度を  $10^{\circ}\text{C}$  に保つのを標準とする。

この後3日間はコンクリートの温度を $0^{\circ}\text{C}$ 以上に保たなければならない。早強ポルトランドセメントを用いるときは上記の養生日数を減らすことができる。

(3) コンクリートに給熱する場合、コンクリートが乾燥しないように注意しなければならない。

(4) 保温養生 または 納入養生を終ったのち、コンクリートを急に寒気にさらしてはならない。コンクリート表面の温度降下の割合は、1日につき $25^{\circ}\text{C}$ 以下としなければならない。

#### 79条 凍害をうけたコンクリート

凍結によって害をうけたコンクリートは、これを除かなければならない。

### 11章 暑中コンクリート

#### 80条 材 料

(1) 高温のセメントは、これを用いないように注意しなければならない。

(2) 長時間炎熱にさらされた骨材は、そのままこれを用いてはならない。

(3) 水はできるだけ低温度のものを用いなければならない。

#### 81条 コンクリート打ち

(1) コンクリートを打ち始めるまえに、型わく、鉄筋、岩盤、わりぐり基礎、等は、十分にこれをぬらさなければならない。熱せられた地盤その他の上に、コンクリートを打ってはならない。

(2) コンクリートの温度は、打込みのとき、 $30^{\circ}\text{C}$ 以下でなければならぬ。

(3) コンクリートの輸送装置は、輸送中にコンクリートが乾燥したり、熱せられたり、しないようなものでなければならない。

(4) 練り混ぜたコンクリートは1時間以内になるべく早く打ち込まなければならない。

(5) コンクリートのスランプが減って、打込みが困難な場合には、セメントペーストの量を増さなければならない。

#### 82条 養 生

コンクリート打ちを終るか、または施工を中止したときには、コンクリートを直ちに保護しなければならない。

コンクリート表面が湿潤に保たれるように、特に注意しなければならない。

## 12章 水密を要する鉄筋コンクリート

### 83条 総則

(1) 水密を要する鉄筋コンクリートでは、その材料、配合、打込み、締固め、養生、等について特に注意し、水密なコンクリートをつくるとともに、構造物にひびわれのないようしなければならない。

(2) 水密を要する鉄筋コンクリート構造物では、その継目の水密について特に注意し、また必要に応じて排水工、防水工、等を施さなければならぬ。

### 84条 水セメント比

水セメント比は、薄い断面の部材では45%，マッシブな構造物でも53%をこえてはならない。

### 85条 ウオーカビリチー

(1) 特に作業に適するウォーカビリチーのコンクリートを用いなければならぬ。コンクリートは突固めまたは振動で締め固めるとき、コンクリートの上面に過分の水が出ない程度のコンシスティンシーのものでなければならぬ。

(2) コンクリートのスランプは、一般に、12.5cm以下、振動機を用いる場合は、7.5cm以下とする。

### 86条 混和材料

特に責任技術者の承認をえた場合でなければ、防水混和材料を用いてはならない。

### 87条 コンクリート打ち

コンクリートは特に材料の分離を最小にするように取り扱い、欠点ができるないように締め固めなければならない。

### 88条 水密打継目

(1) 打継目はなるべくこれをさけなければならない。

(2) 打継目の施工をする場合には、つきの各項によらなければならない。

#### (a) 水平打継目

(i) 下部コンクリートの上部が材料の分離によって品質の悪いコンクリートにならないよう、特に注意しなければならない。品質の悪いコンクリートができたときは、その部分を取り除かなければならない。

(ii) 下部コンクリートの表面は十分に湿潤状態に保ち、また、害をうけないように保護しなければならない。

(iii) 打継目の施工方法については、51条を厳守しなければならない。

(b) 鉛直打継目

(i) 鉛直打継目を設ける場合には、責任技術者の承認をえなければならぬ。

(ii) 鉛直打継目では、責任技術者の指示に従って、銅板その他の腐しょくに耐える水止めを用いるものとする。

(iii) 鉛直打継目は51条に従って施工しなければならない。

新旧コンクリートの密着をよくするため、なるべく再振動締固めを行うものとする。

## 89条 排 水 工

水密を要する鉄筋コンクリート構造物では、防水工について考えるまえに、まず排水工について考えなければならない。

## 90条 防 水 工

(1) 一面で直接に水圧をうけ、他面で完全に乾いていることが必要である構造物では、適当な防水工を施さなければならない。

(2) はげしい気象作用をうける構造物では、耐久性の大きいコンクリートを用いるばかりでなく、なお防水工を施すのがよい。

(3) 防水工は水圧を直接にうける面に施工するのを原則とする。特に凍結融解のおそれのあるときは、水圧をうけない面に防水工を施してはならない。

# 13章 海水の作用をうける鉄筋コンクリート

## 91条 総 則

海水の作用をうける鉄筋コンクリートは、その材料、配合、打込み、締固め、養生、等について、特に注意してこれを施工しなければならない。特に骨材は多孔質の粒、もろい粒、等が混入していないものでなければならない。

## 92条 単位セメント量

最高最低潮位間の付近、海水に洗われる部分およびはげしい潮風をうける部分では、単位セメント量を330kg以上としなければならない。

**93条 水セメント比**

海水の作用をうける鉄筋コンクリートでは、水セメント比は表6の値以下にしなければならない。

**94条 コンクリート打ち**

- (1) 打継目はできるだけこれをさけなければならない。
- (2) 最高潮位から上 60 cm と最低潮位から下 60 cm との間のコンクリートは、連続作業でこれを打たなければならない。
- (3) コンクリートは少なくとも材令4日になるまで、海水と直接に接触しないように、保護しなければならない。
- (4) 鉄筋とせき板との間隔を保たせるために用いたモルタル塊、鉄座、等はコンクリート中に埋め込んではならない。

**95条 かぶり**

かぶりは 7.5 cm 以上、特にかどでは 10 cm 以上、にしなければならない。ただし、プレキャスト製品その他特別なものでは、責任技術者の指示に従い、この限度を下げてよい。

**96条 コンクリート表面の保護**

すりへり、窓しょく、衝撃、等のはげしい作用をうける部分を耐久的にするには、適当な材料でコンクリート表面を保護しなければならない。保護に用いる材料は責任技術者の承認をえなければならない。

**14章 試験****1節 コンクリートの試験****97条 工事開始前における試験**

工事開始前に、責任技術者の指示に従って、材料の試験ならびに配合を定めるための試験をしなければならない。

**98条 管理のための試験**

- (1) 工事中、コンクリートの均等性を高めるため、またコンクリートの品質が定められた管理限界内にあるようにするため、コンクリートの品質管理をしなければならない。このために、工事中、材料およびコンクリートの試験をしなければならない。

(2) 現場では、責任技術者の指示に従って、つぎの試験をしなければならない。

- (a) 骨材の試験
- (b) スランプ試験
- (c) 空気量の試験
- (d) コンクリートの圧縮強度試験
- (e) その他の試験

(3) 養生の適否 および 型わく取りはずしの時期を定めるため、あるいは 材令 28 日以前に載荷するときには、載荷時に安全であるかどうかを確かめるため、現場のコンクリートと同じ状態で養生した供試体を用いて強度を試験しなければならない。この試験の結果 えられた強度が、標準養生を行った供試体の強度よりいちじるしく小さい場合には、責任技術者の指示に従って現場のコンクリートの養生方法を改めなければならない。

#### 99条 圧縮強度の許容限界

責任技術者の指示に従い、現場でとったコンクリートについて圧縮強度試験をする場合、同時につくった供試体 3 個の材令 28 日における圧縮強度試験値の平均値は、つぎの条件を満足しなければならない。

どの平均値も構造物の設計において基準とした材令 28 日における圧縮強度  $\sigma_{28}$  の 80 % を、また引続きとった どの 5 回の試験値の平均値も上記の  $\sigma_{28}$  を、少なくとも、20 回に 1 回以上の確率で下ってはならない。

#### 100条 試験方法

(1) 供試体は同時に 3 個これをとらなければならない。これら 3 個の供試体についてえられた結果の平均値をその回の試験値とする。

(2) 試験の時期、回数、等については、責任技術者の指示によらなければならない。

(3) コンクリートの試料のとり方は、一般に、JIS A 1115 (土木学会規準 29 章) によるものとする。

(4) 責任技術者の指示する場合を除き、試験は JIS に定められた方法によるものとする。

#### 101条 報 告

試験の結果はすみやかに責任技術者に報告しなければならない。

## 2節 載荷試験

### 102条 載荷試験

- (1) 載荷試験は責任技術者が特にその必要を認めた場合にかぎってこれを行うものとする。
- (2) 載荷試験はコンクリートの最終打込み後 45 日以前にこれを行ってはならない。
- (3) 試験荷重は一般に設計荷重をこえてはならない。試験荷重とする材料は試験の目的に適合するもので、構造物に衝撃を与えないように、これを加えなければならない。
- (4) 構造物の最大たわみは試験荷重を 6 時間以上のせたのちに、残留たわみは荷重を除いて 12 時間以上たったのちに、これを測るものとする。支承の沈下の影響を除いて、残留たわみは最大たわみの 25 % 以下でなければならない。

## 15章 工事記録

### 103条 工事記録

責任技術者は工事中、作業の工程、施工状況、養生方法、天候、気温、実施した試験、等を記録しなければならない。

## 3 編 設 計

### 16章 設 計 基 本

#### 104 条 総 則

構造物は その目的に適合し、安全で、かつ 経済的なものでなければならぬ。

このために、実験結果 および 過去の経験をもとにして、構造物がうける、荷重、温度変化、地震の影響、気象作用、地盤の支持力、等に応ずるように、用いる材料、現場の実状、等を考えて、構造物の形式、許容応力度、構造細目、等を定め、構造物を設計しなければならない。

#### 105 条 設 計 図

構造物の設計図には、設計荷重、構造物の設計に用いた許容応力度、鉄筋の材質、構造物の設計において基準としたコンクリートの材令 28 日における圧縮強度  $\sigma_{28}$ 、コンクリートの耐久性 または 水密性から定まる水セメント比、粗骨材の最大寸法、設計責任者の所属ならびに氏名、設計年月日、等を あわせて明記しなければならない。

## 17章 荷 重

#### 106 条 静荷重 および 動荷重

(1) 静荷重は一般に実重量による。特に規定のある場合には、これによらなければならない。

鉄筋コンクリートの単位重量は一般に  $2400 \text{ kg/m}^3$  とする。

(2) 動荷重 および 動荷重の衝撃は、特に規定がある場合には、これによらなければならない。動荷重の衝撃について特に規定がない場合にも、21章に規定する許容応力度を用いて構造物を設計する場合には、衝撃を考えなければならない。

#### 107 条 地震の影響

構造物におよぼす地震の影響は、構造物に加わる静的荷重と考え、構造物

の種類、地域、地盤の状態、等に応じてこれを定める。この荷重は静荷重に係数をかけて求める。この係数の大体の標準は、水平荷重を求めるとき 0.2 とし、鉛直荷重を求めた場合には、水平荷重を計算したときの係数の 1/2 とする。

### 108 条 温度変化

(1) ラーメン、アーチ、等の不静定構造物の設計では、温度応力を考えなければならない。

(2) 温度応力は、一般に構造物に一様な温度の昇降があるものとして計算する。

煙突のような構造物では、特に温度の部分的変化の影響を考えなければならない。

(3) 設計に用いる温度変化の範囲は、地方的状況に応じてこれを定める。

普通の場合、温度の昇降は それぞれ 15°C を標準とする。断面の最小寸法が 70 cm 以上である場合は、前記の標準を 10°C としてよい。箱形断面のような中空断面の最小寸法としては、完全に囲まれていて外気に接しない内空部分の寸法を差し引かなくてもよい。

(4) コンクリートおよび鉄筋の熱膨脹係数は 1°C について 100 万分の 10 と仮定する。

### 109 条 乾燥収縮

乾燥による収縮応力を考える必要がある場合、その収縮応力は温度降下によっておこる温度応力に相当するものとして計算する。その温度降下は不静定構造物の場合、表 10 の値を標準とする。

表 10 乾燥収縮に相当する温度降下

構 造 物 の 種 類	温 度 降 下
ラーメン	15°C
アーチ*	15°C
鉄筋量 0.5% 未満 0.1% 以上	20°C

\* ここにいうアーチとは、アーチの軸方向鉄筋がアーチの上下各側にそれぞれアーチの幅 1 m 当り 4 cm<sup>2</sup> 以上で、合計の鉄筋量はアーチ断面の 0.1 % 以上のものとする。

## 18章 設計計算に関する一般事項

### 110 条 不静定構造物の不静定力の計算

ラーメン、連続ばかり、アーチ等の不静定力は、弾性理論によつてこれを求めるのを原則とする。

### 111 条 支持部材のうける荷重の近似計算

はりまたは柱と単体的につくられた連続版および連続小ばかりが、等分布荷重をうける場合、これらを支持するはりまたは柱のうける荷重は、一般に、それぞれ単純版および単純ばかりとして計算した反力の値にとってよい。ただし、大ばかりから荷重をうける柱では、柱のうける荷重は、大ばかりの連續性を考えて計算しなければならない。この場合、全スパンに荷重を満載して計算する。

### 112 条 曲げモーメントまたは曲げモーメントと軸方向力をうける部材の応力度計算上の仮定

(1) 断面の決定または応力度の計算では、一般に、コンクリートの引張応力を無視し、維ひずみは断面の中立軸からの距離に比例するものとする。

(2) 断面の決定または応力度の計算では、鉄筋およびコンクリートのヤング係数をそれぞれ  $E_s=2\,100\,000\text{ kg/cm}^2$ ,  $E_c=140\,000\text{ kg/cm}^2$  とする ( $n=E_s/E_c=15$ )。

### 113 条 不静定力または弾性変形の計算上の仮定

不静定力または弾性変形の計算では、ヤング係数および断面二次モーメントをつぎのようにとるものとする。

#### (1) ヤング係数

鉄筋は  $E_s=2\,100\,000\text{ kg/cm}^2$ , コンクリートは  $E_c=210\,000\text{ kg/cm}^2$ , とする ( $n=E_s/E_c=10$ )。

#### (2) 断面二次モーメント

断面二次モーメントは、鉄筋を無視して部材のコンクリート全断面積について計算してよい。

鉄筋の影響を考えようとするときには、コンクリート全断面積と、鉄筋をその位置において鉄筋断面積の 10 倍のコンクリート断面積におきかえた断面積とについて、断面二次モーメントを計算する。

#### 114 条 はり の圧縮鉄筋

はりにおける圧縮鉄筋は、112条の仮定に従って計算した応力度の2倍有効であるとしてよい。ただし、鉄筋の許容引張応力度の値をこえてはならない。

この場合、139条(3)の規定に従ってスターラップを配置しなければならない。

### 115 条 せん断応力度

(1) 版およびはりのせん断応力度 $\tau$ はつきの式で計算する。

(a) 部材の有効高さが一定の場合

ここに,  $S$  = せん断力

$b_o$ =部材断面腹部の幅

$z = j d$  = 全圧縮応力の作用点から引張鉄筋断面の

### 図心までの距離

(b) 部材の有効高さが変化する場合

$$\tau = \frac{S_1}{b_0 j d} = \frac{S_1}{b_0 z} \quad \dots \dots \dots \quad (2)$$

$$\therefore S_1 = S - \frac{M}{d} (\tan \alpha + \tan \beta)$$

$M = \text{曲げモーメント}$

$d$  = 考えている断面の有効高さ

$\alpha =$  部材下面が水平線となす角

$\beta$  = 部材上面が水平線となす角

図 1 有効高さの変化するはり

$\alpha$  および  $\beta$  は曲げモーメントの絶対値が増すに従って、部材上下面の傾きがそれぞれ有効高さを増す場合には正号を、有効高さを減ずる場合には負号をとる。

(2) 計算したせん断応力度  $\tau$  が設計図に示す  $\sigma_{28}$  に応する許容せん断応力度をこえる場合には、スパンのその側の全せん断応力は、斜引張鉄筋でこれをうけさせなければならない。

(3) 斜引張鉄筋のある場合でも、これを無視して計算したせん断応力度は、設計図に示す $\sigma_{28}$ に応ずる斜引張鉄筋を無視して計算した場合の許容せん断応力度をこえてはならない。

(4) 折曲鉄筋の配置を設計するときに用いる基線は、部材の高さの中央

におくものとする。

(5) 中立軸と交わる角度が  $15^\circ$  よりも小さい鉄筋は、これを斜引張鉄筋とみなしてはならない。

## 116 条 付着応力度

(1) 付着応力度  $\tau_0$  は つきの式で計算する。

(a) 部材の有効高さが一定の場合

$$\tau_0 = \frac{S}{U id} = \frac{S}{Uz} \quad \dots \dots \dots \quad (3)$$

ここに、 $S$ =せん断力

$U$ =鉄筋断面の周長の総和

(b) 部材の有効高さが変化する場合

$$\tau_0 = \frac{S_1}{Ujd} = \frac{S_1}{Uz} \quad \dots \dots \dots \quad (4)$$

ここに、 $S_1$  は 115 条(1)(b)に規定する

$$S_1 = S - \frac{M}{d}(\tan \alpha + \tan \beta) \text{ である。}$$

(2) 折曲鉄筋およびスターラップを併用して全せん断力をうけさせた場合には、(3)式の  $S$ 、(4)式の  $S$  はそれぞれその数値の  $1/2$  にとってよい。

(3) 直径 25 mm 以下の鉄筋で、124 条に従って十分に定着したものは、付着応力度の計算をしなくてよい。

(4) 圧縮鉄筋の付着応力度は、一般に計算しなくてよい。

117 条 ハンチ

(1) 連続ばかり、ラーメン、等の曲げモーメントの計算において、ハンチの大きさが小さい場合には、これを無視してさしつかえないが、ハンチが相当に大きい場合にはハンチによる断面二次モーメントの変化を考えなければならない。

(2) 連続版および連続ばかりの支承上における負の曲げモーメントによる応力度の計算において、版およびはりの有効高さはハンチを考えてこれを定めてよい。この場合、ハンチは1:3よりゆるやかな傾きの部分だけを有効とする(図2参照)。

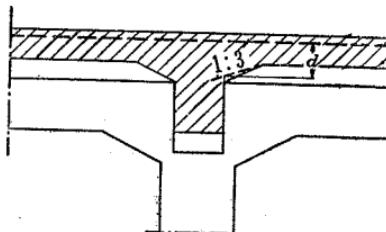


図 2 ハンチの有効部分

## 118 条 版における集中荷重の分布 および 版の有効幅

## (1) 一方向単純版の曲げモーメントを計算する場合

集中荷重をうける版が 132 条に規定した配力鉄筋をもつときは、版の有効幅と荷重の分布幅を つぎのようにとつてよい（図 3 参照）。

(a) 正鉄筋に直角の方向の版の有効幅  $b_1$

$$\left. \begin{array}{l} b_1' = t_1 + 2s \\ \text{または, } b_1'' = \frac{2}{3} \left( l + \frac{t_1 + 2s}{2} \right) \end{array} \right\} \quad \dots \dots \dots \quad (5)$$

$b_1'$  と  $b_1''$  のうち大きい方をとる。

(b) 正鉄筋の方向の集中荷重の分布幅  $c$

$$c = t_2 + 2s \quad \dots \dots \dots \quad (6)$$

## (2) 一方向単純版のせん断力を計算する場合

正鉄筋に直角の方向の版の有効幅  $b_2$

$$\left. \begin{array}{l} b_2' = t_1 + 2s \\ \text{または, } b_2'' = \frac{1}{3} \left( l + \frac{t_1 + 2s}{2} \right) \end{array} \right\} \quad \dots \dots \dots \quad (7)$$

$b_2'$  と  $b_2''$  のうち大きい方をとる。

上置層がない場合には、 $b_2$  は つぎのようにとらなければならない。

$$b_2''' = t_1 + 5t \quad \dots \dots \dots \quad (8)$$

ここに、この条(1), (2)で

$l$  = 版のスパン

$s$  = 上置層の厚さ

$t_1$  = 正鉄筋に直角方向の荷重の接地長さ

$t_2$  = 正鉄筋方向の荷重の接地長さ

$t$  = 版の厚さ

(3) 一方向連続版または固定版の場合

一方向連続版 または 固定版の場合には、この条

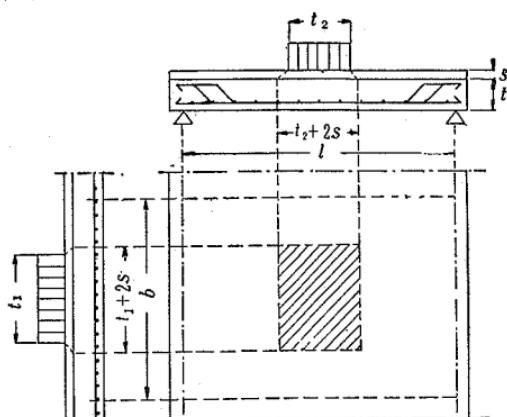


図 3 一方向版における版の有効幅

(1), (2)における $l$ として反曲点間の距離をとる。反曲点間の距離は、一般に、スパンの $4/5$ にとってよい。

### 119 条 軌道上の輪荷重をうける版の有効幅

一方向単純版の曲げモーメントおよびせん断力を計算する場合、軌道上の輪荷重の分布は一般にこれを無視し、版の有効幅は版のスパンまで考えてよい。

## 19章 一般構造細目

### 120 条 鉄筋の間隔

(1) はりにおける正鉄筋または負鉄筋の最小水平純間隔は $2.0\text{ cm}$ 以上、粗骨材の最大寸法の $4/3$ 倍以上、鉄筋直径以上、としなければならない。  
2段に正鉄筋または負鉄筋を配置する場合には、その鉛直純間隔は $2.0\text{ cm}$ 以上、また、鉄筋直径以上、としなければならない(図4参照)。

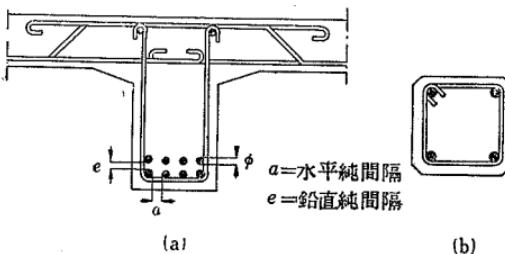


図4 鉄筋の純間隔

(2) 柱における軸方向鉄筋の純間隔は $4.0\text{ cm}$ 以上、粗骨材の最大寸法の $4/3$ 倍以上、鉄筋直径の $1.5$ 倍以上、としなければならない。

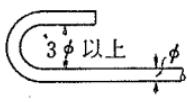
### 121条 鉄筋の曲げ方

(1) フックは半円形で、半円の端から適当な長さまっすぐ延ばしたものでなければならない。フックの内径は、鉄筋の材質によって、つきの各項による。

(a) JIS G 3101(土木学会規準6章)棒鋼第2種SS 41および棒鋼第4種SS 39を用いる場合、フックの内径は鉄筋直径の3倍以上でなければならない(図5参照)。

(b) JIS G 3101(土木学会規準6章)棒鋼第3種SS 50, 棒鋼第5種

SS 49 および JIS G 3110 (土木学会規準 7 章) 異形丸鋼 1 種 SSD 39, 2 種 SSD 49 を用いる場合、フックの内径は鉄筋直径の 5 倍以上でなければならない (図 5 参照)。



丸鋼 SS 39, SS 41

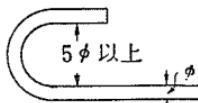
丸鋼 SS 49, SS 50 および  
異形丸鋼 SSD 39, SSD 49

図 5 フックの曲げ方

(2) 折曲鉄筋の曲げ半径は、鉄筋直径の 5 倍以上でなければならない (図 6 参照)。コンクリート部材の側面から  $2\phi + 2\text{ cm}$  以内の距離にある鉄筋を折曲鉄筋として用いる場合には、その曲げ半径を鉄筋直径の 7.5 倍以上としなければならない。ここに、 $\phi$  = 鉄筋の直径。

(3) ラーメン構造の部材接合部の外側に沿う鉄筋の曲げ半径は鉄筋直径の 10 倍以上でなければならない (図 7 参照)。

## 122 条 ハンチその他の内側に沿う鉄筋

ハンチ、ラーメンの部材の接合部、等の内側に沿う鉄筋は、版またははりの引張鉄筋を曲げたものとしてはならない。ハンチに沿ってべつの直線の鉄筋を用いなければならない (図 8 参照)。

## 123 条 鉄筋の継手

(1) 引張鉄筋の継手はなるべくこれを避けなければならない。

やむをえず継手を設けるときには継手の位置は相互にずらして、一断面に集めてはならない。また、応力の大きい部分には、継手を設けてはならない。

(2) 引張鉄筋の重ね継手は、つぎの式で求めた長さ  $l$  以上を重ね合



図 6 折曲鉄筋の曲げ半径

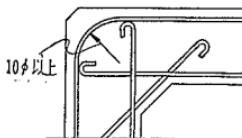


図 7 ラーメン部材の接合部における鉄筋の曲げ半径

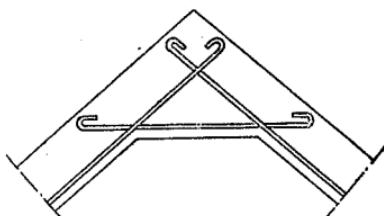


図 8 ハンチ、ラーメンの部材の接合部、等の内側に沿う鉄筋

わせなければならない。

(a) 丸鋼でフックをつけた場合

$$l = \frac{2}{3} \frac{\sigma_{sa} a_s}{\tau_{sa} u} = \frac{\phi \sigma_{sa}}{6 \tau_{sa}} \dots \dots \dots (9)$$

(b) 異形丸鋼でフックをつける場合

$$l = \frac{\sigma_{sa} a_s}{\tau_{0a} u} = \frac{\phi \sigma_{sa}}{4 \tau_{0a}} \quad \dots \dots \dots \quad (10)$$

フックをつけた場合は(9)式による。

ここに、 $\sigma_{sg}$ =鉄筋の許容引張応力度

$\tau_{ag}$  = コンクリートの許容付着応力度

$a_s$ =鉄筋1本の断面積

$u$ =鉄筋 1 本の断面の周長

(3) 引張鉄筋に溶接継手を用いるときは、効率が確実に 100% 以上である方法を用いなければならない。十分な試験を行わない場合 および 施工に不安がある場合には、溶接継手は鉄筋断面積の 80 % を有効断面積としなければならない。

(4) 引張鉄筋の継手にスリーブ ナットを用いるときは、鉄筋の端のねじ部の最小断面積を有効断面積としなければならない。

## 124 条 鉄筋の定着

(1) 一般に、引張鉄筋はその端にフックをつけて、コンクリートの圧縮部に定着しなければならない。

異形丸鋼を引張鉄筋として用いる場合には、一般にフックをつけなくてよい。ただし、部材の固定端の引張鉄筋、フーチングの引張鉄筋の両端、等で特に十分な定着が必要な場合にはフックをつけるものとする。

(2) 版またははりの正鉄筋の数の少なくとも  $1/3$  は、これを曲げ上げないで支点をこえて定着しなければならない。

(3) 固定ばかりまたは連続ばかりの負鉄筋の数の少なくとも  $1/3$  は、反曲点をこえて鉄筋直径の 12 倍以上延ばさなければならぬ。

(4) 連続ばかりまたは片持ばかりの負鉄筋は、計算上曲げ応力をうける必要のなくなった点をこえて、鉄筋直径の 12 倍以上で、スパンの 1/20 以上延ばすか、または曲げ下げて圧縮部のコンクリートに定着するか、しなければならない。

(5) 固定ばかり および 片持ばかり の支承部の負鉄筋端は、鉄筋の全強をう

けるのに十分な長さ支承中に延ばさなければならない。

(6) 折曲鉄筋は、その延長を正鉄筋または負鉄筋として用いるか、またははりの中立軸をこえて延ばし、その延ばした鉄筋の数の少なくとも $1/2$ をはりの上面または下面に平行に所要のかぶりをのこしてできるだけ接近して延ばすか、しなければならない。

(7) スターラップは正鉄筋または負鉄筋をとり囲み、その端を圧縮部のコンクリートに定着しなければならない。

圧縮鉄筋がある場合には、スターラップは引張鉄筋および圧縮鉄筋をとり囲まなければならぬ。

また、スターラップの端は、はりの圧縮部の鉄筋に溶接してもよい。

#### 125 条 かぶりの一般標準

(1) かぶりは鉄筋の直径以上としなければならない。

(2) かぶりは一般に表 11 の値以上でなければならない(図9参照)。

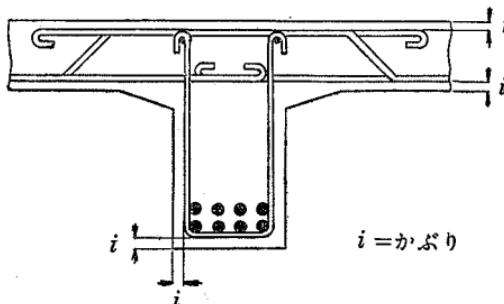


図9 かぶり

表11 最小かぶり(cm)

	版	はり	柱
風雨にさらされない場合	1.0	1.5	2.0
寸法が大きく重要な構造物、または風雨にさらされるもの	2.0	2.5	3.0
ばい煙、酸、油、塩類、等の有害な化学作用をうけるおそれのある部分を有効な保護層で保護しない場合	3.0	3.5	4.0

(3) 地中に直接打ち込まれるフーチング および 重要な構造物の かぶりは、7.5 cm 以上、その他の部材で後埋めして直接土に接する部分 および 特に気象作用がはげしい場合の かぶりは、鉄筋直径 16 mm 以上のとき 5 cm 以上、16 mm 未満のときは 4 cm 以上、としなければならない。ただし、版の下側では、特に はげしい気象作用をうける場合でも かぶりは 2.5 cm 以上でよい。

(4) 海水の作用をうける構造物においては、かぶりを 7.5 cm 以上、特に かど の部分では 10 cm 以上、としなければならない。

(5) 流水その他による すりへり の おそれ のある部分では、かぶりを適当に増さなければならない。

#### 126 条 耐火構造の かぶり

(1) 特に耐火を必要とする構造物における かぶりは、火熱の温度、継続時間、等を考えてこれを定めなければならない。大体の標準は版においては 2.0~2.5 cm 以上、柱 および はり においては 4.0~4.5 cm 以上、とする。なお、鉄網その他をコンクリート表面から内へ約 2.5 cm の位置に入れるのがよい。

(2) 長時間高熱にさらされる煙突内面のような場合には、特殊の保護工を設けるか、または かぶりを相当厚くするか、しなければならない。

#### 127 条 面取り

部材の かど には面取りをしなければならない。特に寒地、気象作用のはげしいところ、等では面取りの大きさについて慎重に考えなければならない。

#### 128 条 打継目

打継目の位置 および 方向は、構造物の強度 および 外観を害しないように、これを定めなければならない。

重要な打継目はなるべくこれを設計図に明示するのがよい。

#### 129 条 伸縮継目

伸縮継目は、構造物にひびわれができるのを防ぐのに最も有効なように、また、構造物の伸縮その他による移動がなるべく自由にできるように、その位置 および 構造を定め、設計図に明示しなければならない。

#### 130 条 水密構造の継目

水密を要する鉄筋コンクリート構造物では、ひびわれができるのを防ぐため、特に設計において打継目、伸縮継目の間隔 および 配置、配筋、等に注

意しなければならない。

## 20章 部材の設計

### 1節 一方向版

#### 131条 版のスパン

- (1) 単純版 および 両端固定版のスパンは、純スパンに スパン中央における版の厚さを加えたものとする。  
 (2) 連続版のスパンは 支承面の中心間隔とする。

#### 132条 構造細目

- (1) 版の有効高さは つきの大きさ以上でなければならない。

$$\text{単純版の場合} \quad \frac{1}{35} l$$

$$\text{連続版 および 両端固定版の場合} \quad \frac{1}{35} l'$$

ここに,  $l$ =版のスパン

$l'$ =反曲点間の距離

$l'$ が明らかでない場合には  $\frac{4}{5} l$  と仮定してよい。

- (2) 版の厚さは 8 cm 以上でなければならない。

ただし、屋根版、プレキャスト版、等ではこの限りでない。

- (3) 正鉄筋 および 負鉄筋の中心間隔は最大曲げモーメントの断面で、版の厚さの 1.5 倍以下、また 20 cm 以下、でなければならない。その他の断面でも 40 cm 以下でなければならない。

- (4) 一方向版では正鉄筋 または 負鉄筋に直角の方向に配力鉄筋を配置しなければならない。版の長さ 1 m 当りの配力鉄筋量は、一般に版の幅 1 m 当りの引張鉄筋量の 1/5 以上としなければならない。版が集中荷重をうけるときには、上記の配力鉄筋量に、集中荷重にたいして必要な引張鉄筋量の  $\alpha$  倍以上を加えたものとしなければならない。

$$\alpha = 0.4 \left( 1 - \frac{t_1 + 2s}{b} \right)$$

ここに,  $t_1$ =引張鉄筋に直角方向の荷重の接地長さ

$s$ =上置層の厚さ

$b$ =版の有効幅 (118 条参照)

なお、配力鉄筋の最小量は、SS 39, SS 41 を用いるときは版の長さ 1 m 当り直径 8 mm の鉄筋を少なくとも 3 本、SS 49, SS 50 を用いるときは直径 6 mm の鉄筋を少なくとも 3 本、または、より細い直径のこれらと等断面積の鉄筋量としなければならない。

配力鉄筋の材質が正鉄筋 または 負鉄筋の材質よりもおとるときは、配力鉄筋量は、それぞれの鉄筋の許容応力度に反比例して、これを増さなければならぬ。

(5) 版端の単純支承部において、負の曲げモーメントのおこることが考えられる場合には、これにたいして配筋しなければならない。

(6) 単純支承における版の奥行きは、スパン中央の厚さ以上とする。

### 133 条 鉄筋コンクリートのはりと单体的につくられた連続版

鉄筋コンクリートのはりと单体的につくられた連続版の曲げモーメントおよびせん断力を求めるには、単純支承上の連続ばかりにたいする計算方法によってよい。ただし、正および負の曲げモーメントはつぎによるものとする。

(a) 動荷重による負のスパン曲げモーメントはその 1/2 をとるものとする。

(b) スパン中央の正の曲げモーメントは両端固定ばかりとして計算した値より小さくとってはならない。

(c) 支承上の負の曲げモーメントにたいしては、支承前面における  $M_I$  および  $M_{II}$  (図 10 参照) を用いて設計するものとする。

等分布荷重をうける場合、 $M_I$  および  $M_{II}$  は  $\frac{1}{12} w l_c^2$  以上にとらなければならない。ここに、 $l_c$  = 純スパン。

(d) 端スパンのスパン曲げモー

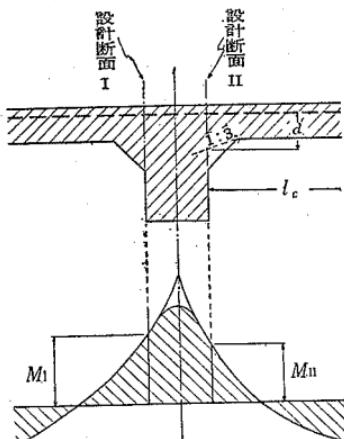


図 10 支承上の負の設計曲げモーメント

メント および 端支承上の負の曲げモーメントは、版端の固定の程度を考えて、これを求めてよい。

等分布荷重をうける場合、端支承上の負の曲げモーメントは  $\frac{1}{24}wl^2$  以上にとらなければならない。

[参考]

スパン および 厚さの等しい連続一方向版が等分布荷重をうける場合の最大の曲げモーメント係数

スパン の 数	端の 支点	端のスパンの 中 央		第 1 内部支点		中間のスパン の 中 央		一般内部支点	
		負	正	負	正	負	正	負	正
静荷重の場合、 $w_d l^2$ にかける係数									
1	0.040	0.125							
2	0.040	0.075			0.125				
3	0.040	0.085			0.100	0.030			
4以上	0.040	0.080			0.110	0.040			0.080
動荷重の場合、 $w_i l^2$ にかける係数									
1	0.040	0.125	**	0.000					
2	0.040	0.100	**	0.030	0.000	0.125			
3	0.040	0.105	**	0.025	0.017	0.120	0.080	0.050	
4以上	0.040	0.105	**	0.020	0.015	0.120	0.085	0.045	0.036 0.115

\* 5 スパン以上の場合は 0.046

\*\* 支承と単体的に つくられた場合には この値の 1/2

## 2 節 二 方 向 版

### 134 条 版のスパン

(1) 二方向版の、一方の方向の支承が両端単純支承、両端固定支承 または一端単純支承で 他端固定支承の場合には、その方向の版のスパンとしては純スパンに スパン中央に おける版の厚さを 加えたものとする。

(2) 一方の方向で連続している場合の その方向の版のスパンは 支承面の中心間隔とする。

(3) 一方の方向で連続している場合、端スパンの端支承が固定支承である場合には、端スパンのスパンとしては 端支承の前面から第1内部支点の中心までの距離に 版の中央の厚さの  $1/2$  を加えたものとする。

### 135 条 構造細目

(1) 版の有効高さは、つぎの大きさ以上でなければならない。

$$\text{4 辺単純支承の場合} \quad \frac{1}{50} l_s$$

$$\text{2 方向に連続する場合 および 4 辺固定支承の場合} \quad \frac{1}{60} l_s$$

ここに、 $l_s$ =版の短い方のスパン。

ただし、長スパンと短スパンとの比が 1.5 以上の場合には、

132 条に示す一方向版の有効高さの制限による。

(2) 版の厚さは 8 cm 以上でなければならない。

(3) 正鉄筋 および 負鉄筋の中心間隔は、短スパンの曲げモーメントにたいして、版の厚さの 1.5 倍以下、また 20 cm 以下、長スパンの曲げモーメントにたいして、版の厚さの 2 倍以下、また 25 cm 以下、でなければならない。

(4) 版端の単純支承部において、負の曲げモーメントのおこることが考えられる場合には、これにたいして配筋しなければならない。

(5) 単純支承における版の奥行きは スパン中央の版の厚さ以上とする。

### 136 条 計算方法

(1) 二方向版では、版を直角 2 方向の一方向版におきかえ、版の支承状態に応じて、単純ぱり、固定ぱり、または、連続ぱり として、曲げモーメント およびせん断力を計算してよい。

ただし、長スパンと短スパンとの比が 2 以上の場合には、短スパンをスパンとする 一方向版として取り扱わなければならない。

(2) 等分布荷重をうける二方向版は つぎによって計算してよい。

等分布荷重  $w$  をうける二方向版は、版の支承状態を考えて、それぞれのスパン方向の版の中央におけるたわみが等しくなるように、等分布荷重をそれぞれの方向の版で分担するものとしてよい。この場合、それぞれの方向の版が分担する荷重の和は、等分布荷重  $w$  に等しくなければならない。曲

げモーメント およびせん断力は、それぞれの方向の分担荷重にたいして一方向版として計算する。

(3) (a) 正のスパン曲げモーメントは、版におこるねじり抵抗を考えて、つきの式によってこれを計算してよい。

$$\max M_x = \nu_x M_x = \left[ 1 - \frac{5}{6} \left( \frac{l_x}{l_v} \right)^2 \frac{M_x}{m_x} \right] M_x \quad \dots \dots \dots \quad (11)$$

$$\max M_y = \nu_y M_y = \left[ 1 - \frac{5}{6} \left( \frac{l_y}{l_x} \right)^2 \frac{M_y}{m_y} \right] M_y \quad \dots \dots \dots \quad (12)$$

ここに、 $M_x$ =一方向版として計算した  $x$  方向のスパン中央部における幅 1 m 当りの正の最大曲げモーメント  
 $M_y$ =一方向版として計算した  $y$  方向のスパン中央部における幅 1 m 当りの正の最大曲げモーメント

$$m_x = -\frac{1}{8} wl_x^2$$

$$m_y = \frac{1}{8} w l_y^2$$

$w=1 \text{ m}^2$  当りの等分布荷重

(b) 二方向版がこれを支えるはりに固定されているか、または、版が支承をこえて連続している場合には、ねじりモーメントにたいする(d)の用心鉄筋を用いる必要がない。

(c) 二方向版がこれを支える  
はりに固定されていないか、または  
版が支承をこえて連続していない場  
合、設計および施工を簡単にする  
ために、(11)式および(12)式の  $\nu_x$   
および  $\nu_y$  をそれぞれ  $\frac{1+\nu_x}{2}$  および  
 $\frac{1+\nu_y}{2}$  におきかえた曲げモーメント  
を用いて計算すれば、(d)に規定す  
る用心鉄筋を配置しなくてもよい。

(d) (11)式および(12)式を用いて曲げモーメントを求めた場合、版がこれを支えるはりに固定されているか、または、版が支承をこ

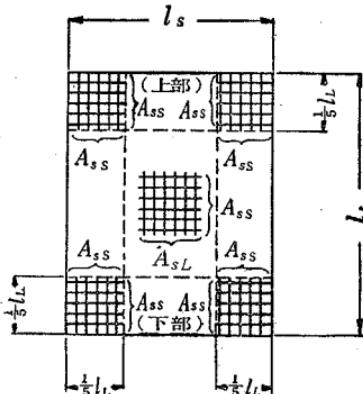


図 11 二方向版の自由縁の  
すみの用心鉄筋

えて連続していない場合には、ねじりモーメントにたいして版の自由縁のすみに用心鉄筋を配置しなければならない。

この用心鉄筋は版のすみで長スパンの1/5の長さで区切られる部分に、版の上下に、縦横に配置しなければならない。この上下における縦および横の幅1m当りの鉄筋量は、それぞれ短スパン方向の版の中央部における幅1m当りの正の鉄筋量 $A_{ss}$ と等しくしなければならない(図11参照)。

[参考] 1. 等分布荷重をうける二方向版の曲げモーメント係数  
(11)式および(12)式による)

$l_y/l_x$	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50
	$\alpha$ 0.01053	0.01623	0.02258	0.02934	0.03646	0.04388	0.05141	0.05877	0.06572	0.07210
	$\beta$ 0.08127	0.06761	0.05512	0.04471	0.03646	0.02997	0.02479	0.02058	0.01711	0.01424
	$\gamma$ 0.1147	0.1936	0.2906	0.3962	0.5000	0.5942	0.6746	0.7407	0.7935	0.8350
	$\delta$ 0.8853	0.8064	0.7094	0.6038	0.5000	0.4058	0.3254	0.2593	0.2065	0.1650
	$\alpha$ 0.01172	0.01691	0.02239	0.02798	0.03341	0.03842	0.04286	0.04667	0.04989	0.05258
	$\beta$ 0.07302	0.05818	0.04548	0.03524	0.02721	0.02102	0.01629	0.01270	0.00997	0.00790
	$\gamma$ 0.2447	0.3751	0.5059	0.6212	0.7143	0.7854	0.8383	0.8771	0.9057	0.9268
	$\delta$ 0.7553	0.6249	0.4941	0.3788	0.2857	0.2146	0.1617	0.1229	0.0943	0.0732
	$\alpha$ 0.01141	0.01570	0.01983	0.02354	0.02668	0.02925	0.03131	0.03296	0.03427	0.03532
	$\beta$ 0.06204	0.04626	0.03383	0.02460	0.01794	0.01320	0.00983	0.00743	0.00569	0.00441
	$\gamma$ 0.3932	0.5456	0.6719	0.7664	0.8333	0.8798	0.9120	0.9346	0.9505	0.9620
	$\delta$ 0.6068	0.4544	0.3281	0.2336	0.1667	0.1202	0.0880	0.0654	0.0495	0.0380
	$\alpha$ 0.00686	0.01109	0.01608	0.02147	0.02692	0.03216	0.03702	0.04138	0.04520	0.04850
	$\beta$ 0.05296	0.04620	0.03926	0.03272	0.02692	0.02197	0.01785	0.01449	0.01177	0.00958
	$\gamma$ 0.1147	0.1936	0.2906	0.3962	0.5000	0.5942	0.6746	0.7407	0.7935	0.8350
	$\delta$ 0.8853	0.8064	0.7094	0.6038	0.5000	0.4058	0.3254	0.2593	0.2065	0.1650
	$\alpha$ 0.00722	0.01103	0.01509	0.01905	0.02263	0.02574	0.02835	0.03050	0.03224	0.03366
	$\beta$ 0.04835	0.04013	0.03228	0.02541	0.01977	0.01532	0.01183	0.00924	0.00724	0.00572
	$\gamma$ 0.2059	0.3244	0.4503	0.5675	0.6667	0.7454	0.8057	0.8510	0.8848	0.9101
	$\delta$ 0.7941	0.6756	0.5497	0.4325	0.3333	0.2546	0.1943	0.1490	0.1152	0.0899
	$\alpha$ 0.00436	0.00718	0.01058	0.01426	0.01794	0.02138	0.02445	0.02710	0.02934	0.03121
	$\beta$ 0.03362	0.02961	0.02583	0.02174	0.01794	0.01460	0.01179	0.00949	0.00764	0.00616
	$\gamma$ 0.1147	0.1936	0.2906	0.3962	0.5000	0.5942	0.6746	0.7407	0.7935	0.8350
	$\delta$ 0.8853	0.8064	0.7094	0.6038	0.5000	0.4058	0.3254	0.2593	0.2065	0.1650

備考 (1)  $\alpha$  および  $\beta$  はそれぞれ  $x$  および  $y$  方向の正の最大曲げモーメント係数

$$x \text{ 方向 } \max M_x = \alpha w l_x^2 \quad y \text{ 方向 } \max M_y = \beta w l_y^2$$

(2)  $\gamma$  および  $\delta$  はそれぞれ  $x$  および  $y$  方向の荷重分担割合

(3) 支点モーメントは  $x$  および  $y$  方向で それぞれつぎの式を用いて求める。

a) 一端固定他端単純支承の場合 ()

$$\text{# 方向} \quad M_z = -\frac{1}{8} \gamma w l_x^2$$

$$y \text{ 方向} \quad M_y = -\frac{1}{8}\delta wl_y^2$$

b) 両端固定支承の場合(図)

$$x \text{ 方向} \quad M_x = -\frac{1}{12}\gamma wl_x^2$$

$$y \text{ 方向} \quad M_y = -\frac{1}{12}\delta wl_y^2$$

ここに,  $w$ =等分布荷重

## 2. 等分布荷重をうける二方向版の曲げモーメント係数

(本条(c)の場合)

$l_y/l_x$	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50
$l_y$	$\alpha$	0.0124	0.0202	0.0295	0.0394	0.0495	0.0591	0.0679	0.0757	0.0825
	$\beta$	0.0960	0.0824	0.0719	0.0601	0.0495	0.0403	0.0327	0.0265	0.0214
$l_y$	$\alpha$	0.0145	0.0216	0.0292	0.0358	0.0418	0.0468	0.0509	0.0542	0.0568
	$\beta$	0.0837	0.0681	0.0536	0.0413	0.0315	0.0239	0.0183	0.0140	0.0109
$l_y$	$\alpha$	0.0075	0.0124	0.0183	0.0247	0.0310	0.0380	0.0422	0.0467	0.0505
	$\beta$	0.0576	0.0514	0.0446	0.0376	0.0310	0.0251	0.0204	0.0164	0.0131

備考

$$x \text{ 方向の最大スパンモーメント } \max M_x = \frac{1+\nu_x}{2} M_x = \alpha wl_x^2$$

$$y \text{ 方向の最大スパンモーメント } \max M_y = \frac{1+\nu_y}{2} M_y = \beta wl_y^2$$

ここに,  $w$ =等分布荷重

## 137 条 二方向版を支える支承ばかり のうける荷重

等分布荷重をうける二方向版を支えるはりは、版の4すみで辺と45°の角をなす線と、版の長い辺に平行な中心線とで版を分けてえられる台形または三角形の部分の荷重をうけるものとする（図12参照）。

はりの曲げモーメントは、荷重をつぎに示すはりの長さ1m当たりの換算等分布荷重として、近似的にこれを計算してよい。

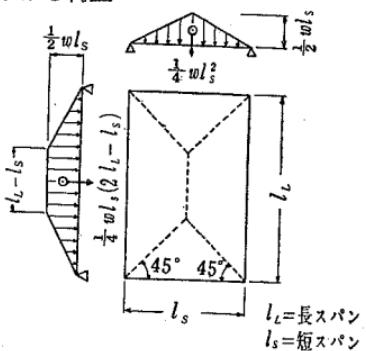


図12 二方向版を支える支承ばかり のうける荷重

短スパンの はり にたいする換算等分布荷重  $\frac{w l_s}{3}$

長スパンの はり にたいする換算等分布荷重  $\frac{w l_s}{2} \left(1 - \frac{1}{3} \frac{l_s^2}{l_L^2}\right)$

### 3節 はり

#### 138条 はりのスパン

(1) 単純ばかり および両端固定ばかり のスパンは 支承面の中心間隔とする。ただし支承の奥行きが長い場合には、はりの純スパンにその5%を加えたものとする。

支承の奥行きが純スパンの5%よりも短いときは、支圧応力度について検算しなければならない。

(2) 連続ばかり のスパンは 支承面の中心間隔とする。

#### 139条 構造細目

(1) はりにおける正鉄筋 または 負鉄筋の水平純間隔は 2.0 cm 以上、粗骨材の最大寸法の 4/3 倍以上、鉄筋直径以上、としなければならない。

2段に正鉄筋 または 負鉄筋を配置する場合には、その鉛直純間隔は 2.0 cm 以上、鉄筋直径以上、としなければならない(図13参照)。

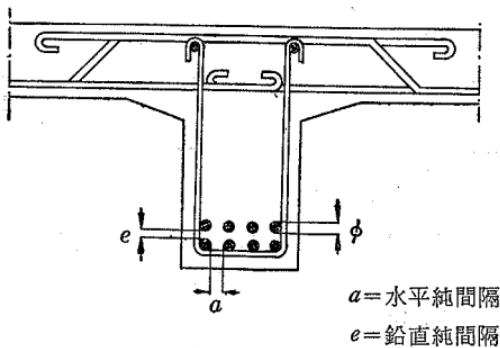


図13 鉄筋の純間隔

(2) 正鉄筋 または 負鉄筋の配置は特別の場合をのぞいて、2段以下にしなければならない。

(3) はりには常に直径 6 mm 以上のスターラップを配置しなければな

らない。スターラップの間隔は、計算上スターラップが必要なときは、はりの有効高さの  $1/2$  以下、また、はりの腹部の幅以下とし、計算上必要がないときは、これをはりの有効高さまで大きくしてよい。

圧縮鉄筋のある場合には、スターラップの間隔は圧縮鉄筋直径の 15 倍以下、スターラップの直径の 48 倍以下、としなければならない。

(4) はり端の単純支承部において負の曲げモーメントのおこることが考えられる場合には、これにたいして配筋しなければならない。

(5) T形ばかりの突縁の厚さは 8 cm 以上としなければならない。

(6) T形ばかりにおいて版の正鉄筋がはりに平行な場合には、はりに直角に、はりの上部に用心鉄筋を配置しなければならない。

この用心鉄筋は、はりの側面から版のスパンの  $1/4$  以上延ばさなければならぬ (図 14 参照)。

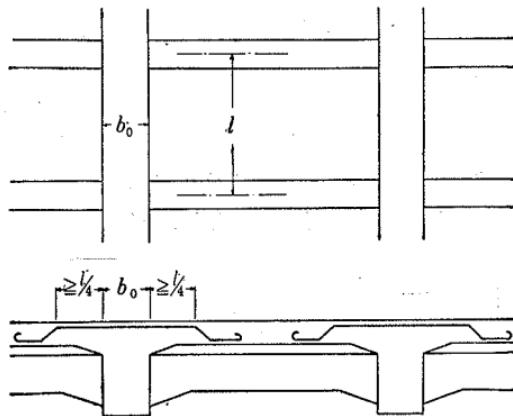


図 14 T 形ばかり の 用 心 鉄 筋

この用心鉄筋量は、はりの長さ 1m 当りに、版の中央における版の幅 1m 当りの正鉄筋量の  $3/5$  以上、また SS 39, SS 41 を用いるときは直径 8 mm の鉄筋を 8 本以上、SS 49, SS 50 を用いるときは直径 6 mm の鉄筋を 8 本以上、としなければならない。

版の配力鉄筋ではりの上部にあるものは、この用心鉄筋の一部とみなしてよい。

#### 140 条 T 形ばかり の 突縁の有効幅

T 形ばかりの計算に用いる突縁の有効幅はつきの式で求めた値をこえては

ならない。

(1) 断面決定 または 応力度の計算の場合

(a) 両側版T形ばかり (図15(a) 参照)。

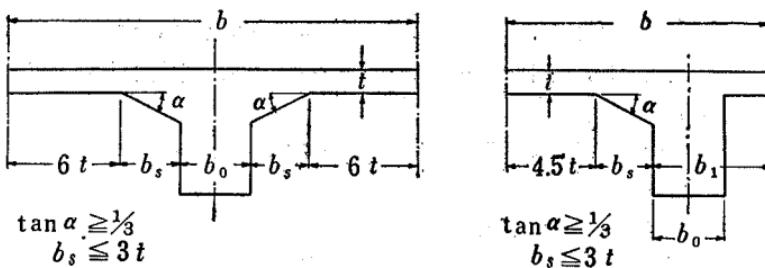
$$b = 12t + 2b_s + b_0$$

ただし、 $b$ は両側の版の中心線間の距離、また、はりのスパンの1/2、をこえてはならない。

(b) 片側版T形ばかり (図15(b) 参照)。

$$b = 4.5t + b_s + b_1$$

ただし、 $b$ は版の純スパンの1/2に $b_1$ を加えたもの、また、はりのスパンの1/4、をこえてはならない。



(a) 両側版T形ばかり

(b) 片側版T形ばかり

図15 T形ばかりの突縁の有効幅

(2) 不静定力 または 弹性変形を計算する場合

(a) 両側版T形ばかり

$$b = 6t + 2b_s + b_0$$

ただし、 $b$ は両側の版の中心線間の距離をこえてはならない。

(b) 片側版T形ばかり

$$b = 2.25t + b_s + b_1$$

ただし、 $b$ は版の純スパンの1/2に $b_1$ を加えたものをこえてはならない。

141条 独立したはり

(1) 独立した矩形ばかりはその幅の15倍以下の間隔でこれを横方向に支持しなければならない。

(2) 独立したT形ばかりはその腹部の幅の25倍以下で、これを横方向

に支持しなければならない。

(3) 独立したT形ばかりの突縁の厚さは 腹部の幅の1/2以上でなければならない。

(4) 独立したT形ばかりにおける突縁の圧縮有効幅は腹部の幅の4倍以下にしなければならない。

#### 142 条 支承と単体的につくられた連続ばかり

(1) 鉄筋コンクリートのはり、柱、等と単体的につくられた連続ばかりの曲げモーメントおよびせん断力求めるには、単純支承上の連続ばかりにたいする計算方法によつてよい。ただし、正および負の曲げモーメントはつぎによるものとする。

(a) 支承におけるはりの負の曲げモーメントにたいする設計断面は支承の前面とし、設計に用いる負の曲げモーメントは支承前面のものとしてよい。

(b) 動荷重による負のスパン曲げモーメントは、その2/3をとるものとする。

(c) はりのスパンの中央における正の曲げモーメントは、両端固定ばかりとして計算した値よりも小さくとってはならない。

(d) 等分布荷重をうける場合、端支承上の負の曲げモーメントは $\frac{1}{24}wl^2$ 以上にとらなければならない。

(2) 連続ばかりのスパンが相等しい場合、および最小スパンが最大スパンの0.8倍以上の場合、等分布荷重にたいしてつぎの曲げモーメントを用いてよい。

##### 正の最大スパン曲げモーメント

$$\text{端スパン} \quad M = \frac{1}{10} wl^2$$

$$\text{中間のスパン} \quad M = \frac{1}{14} wl^2$$

##### 負の最大支点曲げモーメント

###### 第1内部支点

$$2\text{スパンの場合} \quad M = -\frac{1}{8} wl^2$$

$$3\text{スパン以上の場合} \quad M = -\frac{1}{9} wl^2$$

その他の内部支点

$$M = -\frac{1}{10}wl^2$$

負の最大スパン曲げモーメント  $M = -\frac{1}{24}l^2 \left( \frac{2}{3}w_t - w_d \right)$

## 4 節 柱

### 143 条 構造細目

#### (1) 軸方向鉄筋の間隔

柱の軸方向鉄筋の純間隔は 4 cm 以上、粗骨材の最大寸法の 4/3 倍以上、鉄筋直径の 1.5 倍以上、としなければならない。

#### (2) 帯鉄筋柱 (図 16 (a) 参照)

##### (a) 柱の最小横寸法

帯鉄筋柱の最小横寸法は 20 cm 以上でなければならない。

##### (b) 軸方向鉄筋

軸方向鉄筋の直径は 12 mm 以上、その数は 4 本以上、その断面積は所要コンクリート断面積の 0.8% 以上 6% 以下、でなければならない。

##### (c) 帯鉄筋

帯鉄筋の直径は 6 mm 以上、その間隔は柱の最小横寸法以下、軸方向鉄筋の直径の 12 倍以下、帯鉄筋の直径の 48 倍以下、でなければならない。はりその他と交わる柱の部分には、特に十分な帯鉄筋を用いなければならぬ。

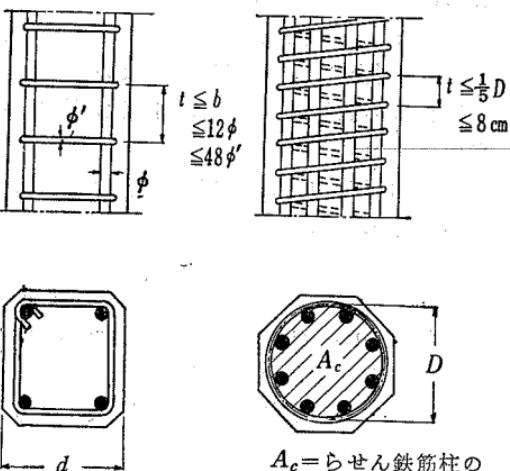


図 16 柱 の 構 造

#### (3) らせん鉄筋柱 (図 16 (b) 参照)

##### (a) コンクリートの強度

らせん鉄筋柱に用いるコンクリートは、材令 28 日の圧縮強度が 200

$\text{kg/cm}^2$  以上のものでなければならない。

(b) 有効断面の最小直径

らせん鉄筋柱の有効断面の直径  $D$  は 20cm 以上でなければならない。ここに、有効断面の直径とは らせん鉄筋の中心線のえがく円の直径をいう。

(c) 軸方向鉄筋

軸方向鉄筋の直径は 12 mm 以上、その数は 6 本以上、その断面積は柱の有効断面積の 1 %以上 6 %以下、らせん鉄筋の換算断面積  $A_a$  (145 条参照) の 1/3 以上、でなければならない。ここに、柱の有効断面積とは、らせん鉄筋の中心線に囲まれる円柱の断面積をいう。

(d) らせん鉄筋

らせん鉄筋の直径は 6 mm 以上、そのピッチは柱の有効断面の直径  $D$  の 1/5 以下、8 cm 以下、でなければならない。

らせん鉄筋の換算断面積  $A_a$  は 柱の有効断面積の 3 %以下とする。ただし、145 条(2)によって計算した らせん鉄筋柱の破壊荷重が、このらせん鉄筋を無視して 145 条(1)によって計算した破壊荷重の 2 倍をこえない場合には、3 %以上でもよい。

はり その他と交わる柱の部分には、特に十分な らせん鉄筋を用いなければならない。

らせん鉄筋は 1巻き半余分に巻きつけて、これを定着するものとする。

(4) 鉄筋の継手

(a) 軸方向鉄筋に継手をもうける場合には、継手は横方向支持部材のある位置でなければならない。軸方向鉄筋が、帶鉄筋柱でコンクリートの所要断面積の 3 %以上、らせん鉄筋柱で有効断面積の 3 %以上、ある場合には、継手はすべて つき合わせ溶接継手とするか、または、溶接継手を用いないときは、軸方向鉄筋の数の 1/2 を継がずに 継手位置で通すか、しなければならない。

(b) らせん鉄筋に重ね継手を設ける場合、重ね合わせ長さは、1巻き半とする。

#### 144 条 短柱と長柱との区別

(1) 柱の端部が横方向の変位にたいして 固定されている場合には、柱の高さ  $h$  として構造物の設計の計算に用いた軸線の高さをとる。

柱の一端が固定されており、他端が自由に変位できる柱では、柱の高さと

として計算に用いた軸線の高さの2倍をとらなければならない。

(2) 帯鉄筋柱の場合、柱の高さ  $h$  と最小横寸法  $d$  との比  $\frac{h}{d}$  が 15 以下のものを短柱とし、15 をこえるものを長柱とする。

らせん鉄筋柱の場合、柱の高さ  $h$  と有効断面の直径  $D$  との比  $\frac{h}{D}$  が 10 以下のものを短柱とし、10 をこえるものを長柱とする。

### 145 条 短柱の許容中心軸方向荷重

### (1) 帶鐵筋柱

帶鉄筋柱の許容中心軸方向荷重  $P$  は つぎの式で これを求める。

ここに、 $A_c$ =帶鉄筋柱のコンクリート断面積（軸方向鉄筋断面積を減らさない）

$\sigma_{28}$  = 材令 28 日のコンクリート標準供試体の圧縮強度

$\sigma_{sv}'$  = 軸方向鉄筋の降伏点応力度

( SS 39, SS 41 にたいしては  $2400 \text{ kg/cm}^2$   
 SS 49, SS 50 にたいしては  $3000 \text{ kg/cm}^2$  )

$A_s$ =軸方向鉄筋の全断面積

$0.85 \sigma_{28} A_c + \sigma_{sy}' A_s$  = 帯鉄筋柱の破壊荷重

## (2) らせん鉄筋柱

らせん鉄筋柱の許容中心軸方向荷重  $P$  は つきの式で これを求める。

$$\left. \begin{aligned} P &= -\frac{1}{3} \left( 0.85 \sigma_{28} A_c + \sigma_{sy'} A_s + 2.5 \sigma_{sy} A_a \right) \\ A_a &= \frac{\pi D f}{t} \end{aligned} \right\} \dots \quad (14)$$

ここに、 $A_c$  = らせん鉄筋柱のコンクリート有効断面積（軸方向鉄筋断面積を減らさない）

$\sigma_{\text{con}}$  = 材令 28 日のコンクリート標準供試体の圧縮強度

$\sigma_{sv}'$  = 軸方向鉄筋の降伏点応力度

( SS 39, SS 41 にたいしては  $2400 \text{ kg/cm}^2$   
 SS 49, SS 50 にたいしては  $3000 \text{ kg/cm}^2$  )

$\sigma_{sv}$  =らせん鉄筋の降伏点応力度

( SS 39, SS 41 にたいしては  $2400 \text{ kg/cm}^2$   
 SS 49, SS 50 にたいしては  $3000 \text{ kg/cm}^2$  )

$A_s$ =軸方向鉄筋の全断面積

$A_a$ =らせん鉄筋の換算断面積

$D$ =らせん鉄筋柱の有効断面の直径

$f$ =らせん鉄筋の断面積

$t$ =らせん鉄筋のピッチ

$$0.85 \sigma_{28} A_c + \sigma_{sy}' A_s + 2.5 \sigma_{sy} A_a = \text{らせん鉄筋柱の破壊荷重}$$

#### 146 条 長柱の許容中心軸方向荷重

長柱の許容中心軸方向荷重は短柱の許容中心軸方向荷重に つきの係数  $\alpha$  をかけてこれを求める。

$$\text{帶鉄筋柱 } 15 < \frac{h}{d} \leq 40 \text{ のとき } \alpha = 1.45 - 0.03 \frac{h}{d} \quad \dots \dots \dots (15)$$

$$\text{らせん鉄筋柱 } 10 < \frac{h}{D} \leq 25 \text{ のとき } \alpha = 1.3 - 0.03 \frac{h}{D} \quad \dots \dots \dots (16)$$

ここに、 $\frac{h}{d}$  および  $\frac{h}{D}$  は 144 条による。

#### 147 条 偏心軸方向荷重をうける柱

(1) 作用点が柱の断面の心の中にある偏心軸方向荷重をうける短柱 および 長柱の圧縮応力度は、それぞれ つきの式で これを求めてよい。

この場合、軸方向力  $N$  は、145 条 (13) 式または (14) 式による許容中心軸方向荷重  $P$  以下でなければならない。

$$\text{短柱にたいして } \sigma_c = \frac{N}{A_i} \pm \frac{Ne}{I_i} y \quad \dots \dots \dots (17)$$

$$\text{長柱にたいして } \sigma_c = \frac{N}{\alpha A_i} \pm \frac{Ne}{I_i} y \quad \dots \dots \dots (18)$$

ここに、 $\sigma_c$ =コンクリート断面の図心軸から距離  $y$  にある点の圧縮応力度

$N$ =軸方向力

$A_i$ =換算断面積

$$\text{帶鉄筋柱 } A_i = A_c + 15 A_s$$

( $A_c$  は帶鉄筋柱のコンクリート断面積)

$$\text{らせん鉄筋柱 } A_i = A_c + 15 A_s + 37.5 A_a$$

( $A_c$  はらせん鉄筋柱のコンクリート有効断面積)

$\alpha=146$  条 (15) 式 および (16) 式による

$I_i$ =換算断面の図心軸に関する断面二次モーメント

$e$  = 換算断面の図心軸から  $N$  の作用点までの距離

$\gamma$ =換算断面の図心軸から応力度を求める点までの距離

(2) (17)式または(18)式において断面の一側に引張応力のおこる場合にも、縁引張応力度の絶対値が断面において同時におこる縁圧縮応力度の1/4以下の場合にかぎって、これらの式を用いて圧縮応力度を計算してもよい。

同時に直角の2方向に曲げをうける場合、断面の一つのすみにおこる引張応力度の絶対値が断面の反対側のすみにおいて同時におこる圧縮応力度の0.35倍をこえない場合には(17)式の代りにつぎの式を用いてよい。

これらの場合におこる引張応力は全部鉄筋で受けさせなければならぬ。

## 5 節 2 方向配筋のフラット スラブ構造

### 148条 構造細目

(1) 版の厚さは 15 cm 以上でなければならぬ。ただし、屋根板では 15 cm 以下でもよい。

(2) 柱の幅は、その幅と同じ方向のスパン  $l$  の  $1/20$  以上、階層の高さ  $h_s$  の  $1/15$  以上、 $30\text{ cm}$  以上、でなければならない。ここに、 $l = \text{柱の中心間隔}$  (図 18 参照)。

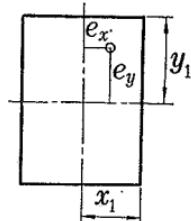


図17 直角2方向の曲げモーメントをうける場合

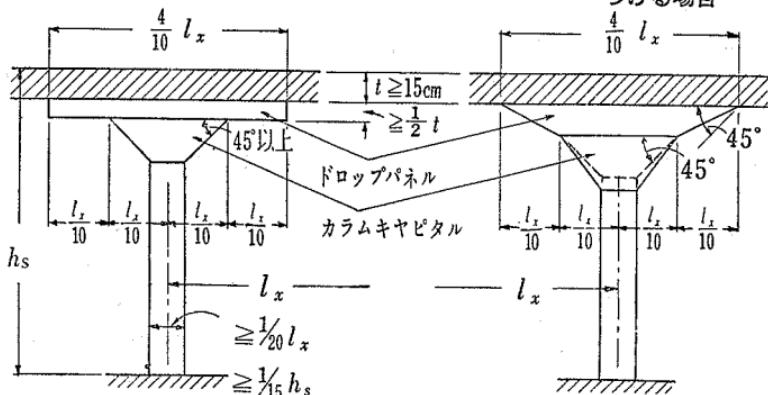


図 18 フラット スラブ構造

(3) 柱頭部の寸法は図18によらなければならない。水平にたいして $45^{\circ}$ の線の下にあるカラム キャピタルの部分は応力が伝達しないものとし、この部分はないものとして応力の計算をしなければならない。

#### 149条 計算方法

フラット スラブ構造はつきの近似解法で計算してよい(図19参照)。

(1) フラット スラブ構造の版は、これを $x$ および $y$ の2方向の柱列線で分けられた、互いに直交する2群のはりと考え、柱列線を支承と考えた連續ばかり または ラーメンとして考える。

(2) この直交する2群の構造の設計には、それぞれの方向にたいして全荷重を最も不利な状態にのせて計算しなければならない。

(3)  $x$ 方向の連続ばかり または ラーメンの水平部材は $y$ 方向の柱列線上で一様に支持されるものと仮定し、その断面の幅は $l_y$ 、その高さは版の厚さ $t$ とする。

$y$ 方向においても同様とする。

(4) ラーメンとして版の曲げモーメントを求める場合には、版の上下で直接これに接する柱の曲げ抵抗だけを考えればよい。

(5) この条の(1)～(4)項の仮定によって計算したスパン曲げモーメント $M$  および 支点曲げモーメント $M_s$  を用いて版におこる応力を計算するには、版を幅が $\frac{1}{2}l$  の柱間帯ABDCと、幅が $\frac{1}{4}l$  の両側の柱列帯ABFE および CDHG とに分け、連続ばかり または ラーメンとして求めた正 または負のスパン曲げモーメント $M$  は、その45%を柱間帯に、残部55%は両側の柱列帯にそれぞれ一様に分布させ、負の支点曲げモーメント $M_s$  は、その25%を柱間帯に、残部75%は両側の柱列帯に、それぞれこれを一様に分布させる(図20参照)。

(6) フラット スラブの縁端が全長にわたって支持されている場合、その縁端に接する版ではその縁端からその帯の幅の $3/4$ の帶にたいしては、その鉄筋量を内部スパンにおける柱間帯の場合より $1/4$ だけ減らしてよい。

(7) 柱はラーメンの鉛直部材として計算しなければならない。

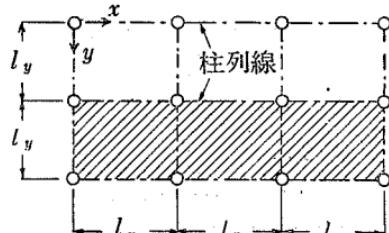


図19 フラット スラブ構造の骨組み

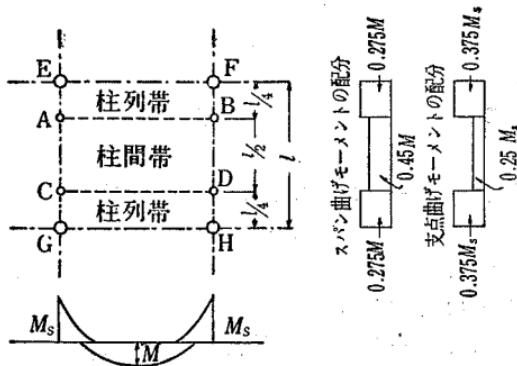


図 20 モーメントの配分

## 6 節 フーチング

### 150 条 総 則

- (1) この節でフーチングとは、独立フーチング、壁のフーチング、連結フーチング および いかだ基礎をいう。
- (2) フーチングは単純ばかり、連続ばかり または 片持ばかり の組合せからなるものとして設計するものとする。

いかだ基礎は さかさま にした床組みとして設計するものとする。

### 151 条 応力の計算

- (1) 独立フーチング および 壁のフーチングの曲げ応力、せん断応力 および 付着応力は、152 条に示す設計断面について計算するものとする。
- (2) フーチングの突出部の、ある断面の曲げモーメントは、その断面の一方の側におけるフーチングの全面積に加わる力のモーメントとしてよい。2 方向配筋の独立フーチングでは、前記モーメントの 85 % を用いて引張鉄筋を算定するものとする。壁のフーチングのような 1 方向配筋のフーチングでは、全モーメントを用いるものとする。

(3)(a) 一体として施工した独立したフーチングの曲げに抵抗する断面は、つぎの各項をのぞき、これを曲げモーメントを計算する位置における全鉛直断面にとる。

(b) 上面が傾いているフーチングの場合には、その傾きが鉛直 1, 水平 2 より ゆるやかなときは、くさび形ばかり として取り扱わず、曲げに抵抗

する断面は(a)によってよい。この場合、上面の傾きは必ずしも一様である必要はないが、どの点でもその傾きは1:2よりゆるやかでなければならない。

(c) 段形のフーチングの場合には、曲げに抵抗する断面は、考へている段の下の段の断面にとるか、または、鉛直1、水平2よりもゆるやかな傾きで、全く段形フーチングに含まれる範囲内の断面にとり、上面水平なフーチングとして取り扱ってよい(図21参照)。

## 152条 設計断面の位置

### (1) 曲げモーメントにたいする設計断面

- (a) 鉄筋コンクリートの柱、受け台、または、壁をうけるフーチングでは、設計断面を柱、受け台または壁の前面とする。正方形または矩形以外の柱の場合には、これと同じ面積をもつ同心の正方形を考え、その前面とする。

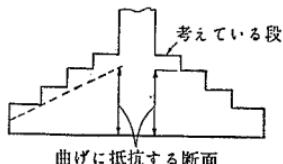


図21 段形フーチング

- (b) 石工壁をうけるフーチングでは、設計断面を壁の中央とその前面との中央とする。

- (c) 鋼柱をうけるフーチングでは、設計断面を柱の前面と底板の縁端との中央とする。

### (2) 付着応力にたいする設計断面

付着応力にたいする設計断面は、曲げモーメントにたいするものと同断面とする。付着応力の計算に用いるせん断力は曲げモーメントにたいする場合と同じ荷重状態および断面について計算する。

なお、付着応力度は断面または鉄筋の変化する断面でも計算しなければならない。

### (3) 斜引張応力にたいする設計断面(図22参照)

- (a) 斜引張応力にたいする設計断面は、土の上につくった場合には、柱、受け台または壁の前面から、これらの前面におけるフーチングの有効高さ $d$ の距離、くいで支えられている場合には $d/2$ の距離における鉛直断面とする。

- (b) 上記の設計断面に働くせん断力は、柱または受け台のかどからフーチングの主軸に45°の方向に引いた2線とこれらの線できられる設計断面およびフーチングの端辺とによって囲まれる面積のうける荷重

から求めてよい。

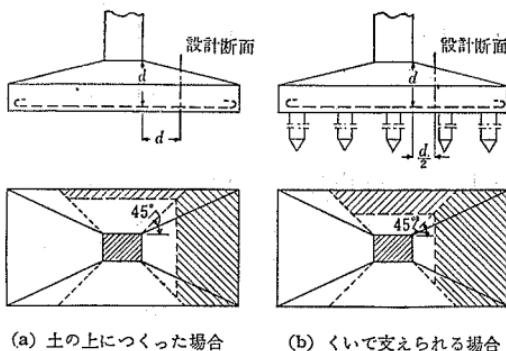


図 22 フーチングの斜引張応力にたいする設計断面と荷重

(4) 上面が傾いているか、または、段形のフーチングの場合には、上の各項で定めた設計断面の外側で傾き または 高さの変化する数断面で応力の計算をしなければならない。

### 153 条 鉄筋の配置

(1) 独立フーチングの鉄筋は、断面の幅全体に、これを配置しなければならない。

(2) 鉄筋が、曲げモーメントを求める断面に直角に交わらない場合には、鉄筋断面積に、鉄筋がその断面となす角の正弦をかけた値を鉄筋の有効断面積とする。

### 154 条 連結フーチング

(1) 連結フーチングの片持ぱり として働く部分の曲げモーメントにたいする設計断面は、鉄筋コンクリートの柱 または 受け台をうけるときは、その前面、鋼柱をうけるときは柱の前面と底板の縁端との中央とする。

(2) 連結フーチングにおける 斜引張応力にたいする 設計断面は、はりとして働く部分も、片持ぱり として働く部分も、柱、受け台、等の前面にとる。

(3) 連結フーチングの横方向鉄筋は、その全断面積を柱の荷重に比例して各柱に分けなければならない。各柱にたいする横方向鉄筋は、柱の幅  $b$  と柱の両側に それぞれ フーチングの有効高さ  $d$  を加えた幅に、一様に これを配置しなければならない。縦方向鉄筋は、フーチングの幅全体に これを配置





なければならない。なお、振動をうける場合には、なるべく底の中央付近にくるようにしなければならない。

(3) 地盤に働く最大応力度は地盤の許容支持力度をこえてはならない。

## 158条 設計 および 構造細目

(1) 控え壁擁壁では、控え壁をT形ばかりとし、前壁を連続版として、設計するものとする。前壁および底版によって控え壁に伝えられる土圧に耐えるために必要な鉄筋を、前壁および控え壁に十分に定着しなければならない。前壁の下部には相当の鉛直方向の用心鉄筋を用いなければならない。

(2) 支え壁擁壁では、支え壁を矩形ばかりとし、前壁を連続版として設計するものとする。前壁の下部には相当の鉛直方向の用心鉄筋を用いなければならない。

(3) 滑動にたいする抵抗その他のために底版の下面に突出部を設ける場合には、突出部のコンクリートは底版と単体的に打ち込まなければならない。

(4) 収縮および温度変化によるひびわれを防ぐため、壁の露出面に近く、水平方向に壁の高さ1m当たり $5\text{ cm}^2$ 以上の断面積の鉄筋を、中心間隔30cm以下に配置しなければならない。この鉄筋は細かいものを小間隔に配置するのがよい。

(5) かぶりは壁の露出面では3cm以上、コンクリートが土に接する面では5cm以上、としなければならない。

(6) 壁にはその表面にV型の切れ目をもつ鉛直打継目を設け、その間隔をなるべく9m以下とする。この継目で鉄筋を切ってはならない。

壁の伸縮継目の構造は、かみ合い式とし、その間隔は、30m以下としなければならない。この継目では鉄筋を切らなければならない。

(7) 擁壁に設けるコンクリートのかさ石、手すり、等の打継目および伸縮継目は、壁の継目の位置にこれを設けなければならない。なお、前記の継目の中間にも継目を設けるのがよい。

(8) 擁壁の裏には容易に集水できる高さに、壁の全長にわたる水平なぐり石またはわりぐり層を設け、同時に壁頂に達する鉛直なぐり石またはわりぐり層を壁に沿って約4.5mの間隔に設けなければならない。また、容易に排水できる高さに、少なくとも直径10cmの排水孔を約4.5m間隔に、また控え壁の各パネルに少なくとも一つの排水孔を設けなければならない。

(9) 壁の露出面には、水平 1 にたいし鉛直 50 度の傾きをつけなければならない。

## 21章 許容応力度

## 159 条 コンクリートの許容応力度

### (1) 許容曲げ圧縮応力度（軸方向力をともなう場合を含む）

$$\sigma_{ca} \leq \frac{\sigma_{28}}{3} \quad \dots \dots \dots \quad (22)$$

## (2) 許容せん断応力度

表 12 許容せん断応力度 ( $\text{kg}/\text{cm}^2$ )

		$\sigma_{28}$ (kg/cm <sup>2</sup> )					
		120以上	140以上	160以上	180以上	200以上	240以上
		140未満	160未満	180未満	200未満	240未満	
コンクリートだけで斜引張りの場合は	4.5	5	5.5	6	6.5	7	
応力をうけさせる版の場合	6	7	8	8.5	9	9.5	
斜引張鉄筋を無視して計算した場合	14	15	16	17	18	20	

### (3) 許容付着応力度

表 13 許容付着応力度 ( $\text{kg}/\text{cm}^2$ )

	$\sigma_{28}$ (kg/cm <sup>2</sup> )					
	120以上 140未満	140以上 160未満	160以上 180未満	180以上 200未満	200以上 240未満	240以上
丸 鋼	5	5.5	6	6.5	7	8
異形丸鋼	10	11	12	13	14	16



**161 条 温度変化、乾燥収縮 および 地震の影響を考えた場合の許容応力度**

(1) 温度変化 および 乾燥収縮を考えた場合には、159 条 および 160 条に規定した許容応力度を 1.15 倍まで高めてよい。

(2) 地震の影響を考えた場合には、159 条 および 160 条に規定した許容応力度を 1.5 倍まで高めてよい。

(3) 温度変化、乾燥収縮 および 地震の影響を考えた場合でも、159 条 および 160 条に規定した許容応力度の 1.5 倍以上としてはならない。

---

